石川県中央会 会報 No.1

目 次

| ◆「企業価値をみる」日本福祉大学経済学部 助教授 中村智彦氏2 |
|------------------------------------|
| |
| ◆春の叙勲・褒章 受章の方々4 |
| |
| ◆中小企業の経営革新について(石川県経営支援課) |
| ◆産学・産業間連携支援について(石川県産業政策課) |
| ◆石川県制度金融一覧 |
| |
| ◆平成 17 年度表彰式並びに第 50 回 中央会通常総会開催される |
| ◆平成 17 年度 中央会事業について27 |
| ◆第 29 回 青年中央会通常総会開催される30 |
| ◆第22回 石川県中小企業団体事務局協議会通常総会開催される31 |
| ◆第5回 中央会女性部通常総会開催される32 |
| FF BOTH BU |
| ◆平成 16 年度 県内新設組合紹介33 |
| ◆平成 17 年度 中央会事務局組織図34 |
| ◆第57回 中小企業団体全国大会(北海道)のご案内 |
| ◆個別専門相談室開催のご案内 |
| ◆日本デュアルシステム参加のお誘い |
| ◆ 65 歳雇用導入プロジェクト事業だより |
| ▼木ビコツノ |

企業価値をみる

(日本福祉大学経済学部 助教授 中村 智彦氏)

ライブドアとフジテレビの買収劇は、ある意味で 企業間の問題がこれほど一般の人たちで話題になっ たと言う点で奇異な例だと記憶されるだろう。事実、 欧米のマスコミでは、この買収劇そのものよりも、 日本での反応に関心が集まっていた様子だ。

さて、多くの企業経営者は、「突然、知らない人間が買収を仕掛けてきたら脅威だ」という感想を持ったかも知れない。しかし、現実的に考えれば株式公開を行っていない企業を、全くの第三者が買収を仕掛けるということは不可能に近い。だから、大半の中小企業経営者には、そうした心配は杞憂にしか過ぎないだろう。

ただ、今回の一連の騒動から、中小企業経営者は 学ぶことがあるとすれば、いったいどう言ったこと なのだろうか。

敵対的買収とは誰にとって敵対なのか

ある中小企業経営者とお話をしたところ、「今回のライブドアの買収手法は、幼稚だ。」と笑いながら話していただけた。この経営者は、以前、日本の大手企業に勤務し、1970年代後半にアメリカで企業買収を手がけた経験を持っている。

彼の見解では、企業買収には大きく分けて二通りあり、相手企業の事業を吸収することによって自社の競争力を増す目的で行うものと、もう一つは買収後に、その事業を改めて売却し利益を出すことを目的に行うものがある。今回のライブドアの動きは、前者を主張しながら、実際の動きは後者であり、そこが問題視されたのだと指摘する。

彼は、大切なのは、企業の価値をどのように判断するかという点だという。企業の価値は、(1)不動産 (2)知的所有権 (3)看板代(知名度) (4)ノウハウ (5)人材の合計だ。(1)、(2)、(3)の価値判断は、比較的分かりやすい。しかし、問題は、(4)ノウハウと(5)人材だ。

「そもそも、企業を買収するというのは、モノを買うのではないはず。事業そのものが必要だから買うわけです。だとすれば、ノウハウとそれを保有する

人材は、絶対に温存しつつ買収しなければならない。」 ライブドアでは、当初、相手側事業が時代遅れだ とか、大幅に立て直すと言った発言を繰り返した。 こうした行動は、買収を行う手法としては、考えら れない。

「現在いる人材に不安感を与え、優秀な人材、つまり商品価値が高い人材ほど、他社へ流出する。経営者には敵対するかも知れないが、従業員に敵対するわけではないというアピールを注意深く流すことが、企業買収では最も重要な点だ。」

1970年代から1980年代に、派手なパフォーマンスで敵対的買収を仕掛け、その結果、買収には成功したものの、人材の流出と市場でのイメージを低下させ、事業そのものの競争力を低下させてしまった事例が多く出た。

「常識的に考えれば、当たり前の話で、企業を不動産や知的所有権や看板代といった価値だけで判断し、それらをバラバラにして売却して利益を上げようという考えなら、それはそれで理解できるが、それはまた別のビジネスだ。」

ライブドア側が、日本放送の社員の反発に困惑し、 途中から「従業員『様』」と呼びかけて失笑を買っ ていたのも、こうしたところに理由があるのだ。

あなたの企業をいくらで売りますか

中小企業だといえ、企業の商品化の流れに無縁であるとはいえない。近年、中小企業のM&A市場が成長しつつある。競争の中で同業他社を買収、合併し、スケールメリットで生き残ろうと言う動きがあるほか、後継者難から売却を行う例などが増加している。日本の中小企業に関心を持っているのは、国内企業ばかりではなく、海外の企業も高い関心を持っている。

以前、ある北陸地方の中小企業買収を調査したことがある。かつては高い開発力を持ち、多くの知的 所有権を持ちながら、主要取引先の低迷の影響を受け、経営が悪化、売却を決断した。中国の大手企業 が、この企業を買収したのだ。買収金額は、 結果的



に見れば、非常に安かった。大手企業は、この中小企業を買収したことで、日本市場への進出を進められ、さらに日本の大手流通企業との提携による事業再建に成功させた。買収側は、最初からこの中小企業に高い収益性があると期待していた。しかし、売却した経営者は、どれほどの価値が自社にあるか、残念ながら適正な判断をしていたとは思えない。それは、その後の事業展開に驚く経営者の表情から伺うことができた。

しかし、自社を売却することと仮定して、どれくらいの価値があるか考えてみたことはあるだろうか。果たして、自社の価値をきちんと把握できているだろうか。土地や建物の市場価格の上下だけに一喜一憂しているようでは、これからの経営の舵取りは難しい。

ノウハウ=暗黙知

さて、中小企業の強みとはどこにあるのか。先の 社長の発言を考え見よう。彼は、「企業価値で重要な のはノウハウの部分だ」という。企業の価値は、不 動産=設備機器などや、知的所有権=文書化された 情報だけで発揮されるものではない。すなわち、文 書化できない知識=「暗黙知」に、その多くが凝縮 されている。そして、その「暗黙知」は、従業員の 中に蓄積されているものだ。今回のライブドアの買 収手法では、こうした従業員と「暗黙知」を評価し ないかの言動が、不興を買った。しかし、中小企業 経営者の中にも自社の「暗黙知」を評価できていな いケースが少なくない。

愛知県のある企業経営者は、経営難に陥いり、改めて従業員の採用時に提出した履歴書を眺めていて、あることに気がついた。「いかに従業員のことを知らないまま使っていたか。どんな特技や能力や資格を持っているかを忘れていた。」この経営者は、改めて一人一人の従業員に面接を行い、その中から新しい事業の創出に成功した。「自分の会社の価値、従業員の価値に自分は気がついていなかった。あのまま履歴書を広げなければ、気がつかないまま事業を整理していただろう。」経営が軌道に乗り、マニュアル化しておけば、従業員の個人の資質など関係ないと慢心していたと語る。マニュアル化されたものは、同時に自社でなくとも、他社でも簡単に真似できるも

のだということを忘れていたと語った。

実際、「暗黙知」を失った企業の将来は、暗い。マニュアル化=文書化された作業だけで運営されている企業は、競合相手との差別化ができず、その仕事は簡単に奪われるだろう。もっと言えば、誰でもできる作業なら、人件費の安い海外に移転することだってありえる。

「暗黙知」を創造する人材育成

今回のライブドアとフジテレビの騒動は、様々な 視点から考えることができるが、中小企業経営者に とっては、自社を仮に売却するとして、どれくらい の価値があるのか。また、その価値を高めるために は、どうするべきかという課題を提示してくれたと も考えられる。

自社の価値を高めるために、中小企業経営者は、 どういった手法を取れるだろうか。今、若手経営者 たちと会うと、重要課題は「人材育成だ」と口を揃 える。特に中小企業にとって、他の企業に簡単には 真似されないノウハウ=「暗黙知」を、自社の中で どう再評価するか、どう構築していくか、どう継承 していくのかが、競争が激しくなる中で不回避な課 題となっている。そして、その「暗黙知」を創造す るのは人材に他ならないのである。

これから先の連載の中で、経営者たちはどんな努力をしているのかを紹介していきたいと考えている。



中村 智彦 (なかむら ともひこ)

【研究調査のテーマ】

中小企業論(中小企業間ネットワーク、 中小企業政策など。)

地域経済論(商店街問題、企業誘致、 地方自治体による産業支援問題など。) ☆フィールドでの調査や研究を得意と しております。個人的趣味から、最近 のニッチ市場やマニア市場なども関心 の対象です。

【学歴/職歴】

- · 1988 上智大学文学部国文学科卒業
- 1996 名古屋大学大学院国際開発研究科修士課程国際協力 専攻修了
- 1999 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程国際協力 専攻修了
- ・1999 博士号(学術/名古屋大学)取得
- ・2001 ~ 日本福祉大学経済学部 助教授
- ・2001~ 日本福祉大学大学院 情報・経営開発研究科 助教授
- ・2004 関西大学経済学部・商学部 非常勤講師
- ・NHK 教育テレビ「21 世紀ビジネス塾」など専門家講師として 多数 活躍中



春の叙勲・褒章受章の方々(会員関係)

平成17年春の叙勲・褒章受章者が決定され、本会会員関係では、次の方々がその栄誉に輝かれております。心からお喜び申し上げます。今後のさらなるご活躍をお祈り申し上げます。

旭日双光章

(敬称略)

石 野 邑 一(75歳)

功績:中小企業振興功労

現 石川県プレス工業協同組合 常任理事 金沢市

松 本 吉 典(74歳)

功績:保健衛生功労

石川県医師協同組合 組合員 金沢市

瑞宝単光章

山 上 義 正(69歳)

功績:伝統工芸業務功労

元 九谷上絵協同組合 理事 能美市

藍綬褒章

中 山 賢 一(63歳)

功績:産業振興功績

現 石川県染色団地協同組合 理事長 小松市

黄綬褒章

向河原 辰郎(77歳)

功績:業務精励(木材販売業)

現 石川県木材協同組合連合会 会長金沢市

筒 前 義 樹(75歳)

功績:業務精励(建設大工・卓越技能)

現 石川県建築工事協同組合 組合員 小松市

山 西 降(63歳)

功績:業務精励(建築工事業)

現 石川県建設大工協同組合 理事長 石川郡野々市町 橋 詰 三右衛門(82歳)

功績:食品衛生功労

現 石川県醤油協同組合連合会 理事 小松市

山 森 勇(71歳)

功績: 専門工事業振興功労

元 穴水建設業協同組合 理事 鳳珠郡穴水町

安 田 信 一(77歳)

功績:業務精励(自動車整備業)

石川県自動車整備商工組合 組合員 石川郡野々市町

川 田 精 義(66歳)

功績:業務精励(建設業)

現 七尾鹿島建設業協同組合 理事長 七尾市

明 石 巖(62歳)

功績:業務精励(銅合金鋳物製造業) 現 石川県鉄工団地協同組合 理事長 金沢市

中小企業の経営革新について(石川県経営支援課)

法律に基づく経営革新の承認を得るためには、計画が以下の要件を満たしていることが必要です。

● 新しい取組みであること

企業の取組む内容が、自身にとって 新しい取組みである 企業の取組む内容が業界や地域に おいて一般的なものではない

■新製品の開発 [A社:食品(味噌)製造業]

、味噌の消費減少・ニーズの多様化に対応するため、独自の製法による風味 を損なわない顆粒タイプの味噌を開発。 即席味噌汁·味噌風味調味料· スープ等を新たに商品化

新しいサービスの提供 [B社:機械修理・メンテナンス業]

自社内に修理・メンテナンスのノウハウを蓄積(従業員の教育)、自社で修理 した機械や部品の情報化(世界中の約2,000機種)。 国内企業への海外工場への 機械移設サービスを新たに開始

- 新しい生産方式の導入 [C社:機械部品製造業]

従来は切削加工で部品を製造。コスト削減要求に対応するために、新しい加工方法を研究。

◆ 金型を工夫したプレス加工による 大幅なスピードアップに成功

·新しい販売方式の採用 [D社:菓子類卸売業]

従来は地域の小規模素スーパーが主要顧客であったが、大型店の進出に より顧客が減少。 省スペース棚を開発し、書店や レンタル店への販路を開拓

2 以下の数字が一定の割合で上昇すること

1. 経営革新計画では、計画期間(3~5年)終了時に、

你加価値額 → 決算書中の営業利益 + 人件費 + 減価償却費

または、

□ 人 念 定 切 付 加 価 値 額 🛨 従 業 員 数

のいずれかが、3年:9%、4年:12%、5年15%以上の伸びを示している必要があります。

2. 同じく計画期間終了時に、経常利益が**3年:3%、4年:4%、5年5%以上の伸び**を示している必要があります。(※平成17年4月以降新たに追加される要件です)

こんな支援があります

法律に基づく経営革新計画を作成し、承認を得た企業に対しては、

- ●政府系金融機関の低利融資制度
- ●信用保証協会の別枠保証制度
- ●県制度融資(経営革新等支援融資)

などの支援策が用意されています。(支援策の実行に際してはそれぞれ個別に条件がございます)

手続きの流れ

経営革新計画における手続きは、概ね以下のようになります。 申請書(経営革新計画)の作成 → 県へ申請書を提出 → 審査会での審査 各種支援策への申込み ← 承認書の交付 ←

お問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 経営支援係

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎12階) 電話:076-225-1521 FAX:076-225-1523

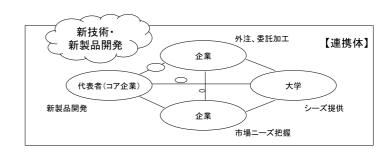
E-mail:keikin@pref.ishikawa.jp ホームページ:http://www.pref.ishikawa.jp/kinyuu/kinyuu/keieikakushin.htm

産学・産業間連携支援について

(石川県産業政策課)

連携体の要件

- ・企業間、企業や大学等によって構成される2者以上の連携であること
- ・新製品、新技術の開発を目的とした連携であること
- ・相互補完的な関係であって、連携体の構成メンバー間の役割分担が明確になっていること
 - 注)建物の建設等を目的とした 共同企業体、製品の販売のみ を目的とした商社・代理店等 との関係、随時発生する物品 等の購入先との関係などは、 「連携」とはみなしません。



産学・産業間連携支援体系の概要(平成 17 年度)

| | | F/S(予備的調査) | | 研究開発 | 実用化 |
|--------------------|---|---|--|---|--|
| 補助金の名称 | 産学・産業間連携大型 研究開発プロジェクト 支援事業 | 新技術・新製品開発事 業化可能性調査(産学・ 産業間連携枠) | 新技術・新製品開発事業化可能性調査(一般枠) | 産学・産業間連携研究 開発事業費補助金 | 産学・産業間連携新豊 かさ創造実用化プロ ジェクト推進事業 |
| 対象事業 | 国等の研究開発助成事 業に応募しようとする 前段階で実施する予備 的調査 | 県内中小企業と大学等 の連携体が実施する新 技術・新製品等の研究 開発において必要な F/S調査 (実用化可能 性調査、市場調査等) | 県内中小企業等が実施 する新技術・新製品の 研究開発・新分野進出 において必要な F/S 調 査(実用化可能性調査、 市場調査等) | 産学・産業間の連携体が行う新技術・新製品の研究開発 | 産学・産業間で取り組 んできた共同研究開発 等の成果を実用化又は 事業化するための研究 開発 |
| 対象者 | 企業、大学等からなる 連携体の代表者(県内 企業)(*) | | 県内中小企業、組合 | 企業、大学等からなる 連携体の代表者(県内 中小企業) | |
| 補助対象経費 | ①材料・消耗品費 ②が ⑤委託費⑥その他の経動 | | 設備等賃借料 | ①直接人件費 ②構築 ④材料・消耗品費 ⑤外 ⑦連携体委託費 ⑧その | 注加工費 ⑥技術指導費 |
| 補助率及び 補助金額 | 200 万円以内 委託 | 100 万円以内 委託 | | 200 ~ 1,000 万円 補助率 1/2 | 年間 2,000 万円以内 補助率 2/3 (2年間で最大 4,000 万円) |
| 対象期間 | 4ヶ月程度 | | | 1 年以内 (年度跨ぎ可) | 2 年以内 (年度跨ぎ可) |
| 提案に必要な 書類 | ①提案書 ②連携体を構成する企業 | 業の最新の決算書 | ①提案書 ②最新の決算書 | ①計画書 ②連携体を構成する企業 | 業の最新の決算 |
| 採択方法 | | 書面審査及び審 | 客査会における発表を経 ^っ | て、採択を決定 | |
| 募集回数 | 年 2 [| 回予定 | 年1回 | 年 2 [| 回予定 |
| スケ 回 ジュー 目 ル | 募集(6月10日)⇒審 内定(6~7月)⇒契約 | | 募集(6月10日)⇒審査会 (6~7月)⇒内定(6~7月) ⇒契約(7~8月) | 募集(6月10日·24日 ⇒内定(6~7月)⇒3 | |
| (予定) 2回目 | 募集(10 ~ 11 月)⇒智 内定(11 ~ 12 月)⇒割 | | | 募集(10~11月)⇒署 内定(11~12月)⇒3 | 審査会(11 ~ 12 月)⇒ 交付決定(1 ~ 2 月) |
| 問い合わせ先 | | 業創出支援機構 7ト推進部 267 − 6291 | (財)石川県産業創出支 援機構経営支援部 TEL:076-267-1145 | 石川県商工労働部産業政策課 技術振興開発支援グループ TEL:076 — 225 — 1513 | (財)石川県産業創出支援 機構プロジェクト推進部 TEL:076 - 267 - 6291 |
| ホームページ | | 書様式等は、下記のホー a.jp/syoko/renkeihojokin/ | ムページから入手できま ⁄index.htm | す。 | |

(*) 大企業も応募可能です。

平成17年度 制度金融の改正について

1 中小企業のニーズに対応した融資条件の緩和

平成16年度から事業用地取得費を融資対象に追加したこともあり、土地や建物等について、耐用年数が長期であることに考慮し、毎月の償還金の負担を軽減するため、設備資金制度の償還期間を延長します。

対象制度: 地域商工業活性化融資(企業活性化支援分を除く)

経営革新等支援融資 事業転換支援融資 企業立地促進融資

改正内容:設備資金の償還期間を10年から15年に延長

(ただし、償還期間 10 年超の場合は、変動金利とし、借入時に選択してもらうこととします。)

例) 地域商工業活性化融資(一般分)の場合

融資期間: 設備資金 10年以内

→設備資金 15年以内

融資利率: 1.7%、付保1.2%(国定金利)

→ <u>償還期間10年以内:1.7%、付保1.2%(固定金利</u>) 償還期間10年超 :1.65%、付保1.15%(変動金利)

2 石川ブランド創出支援事業対象企業への金融支援

全国的、国際的に競争力のある技術基盤・独自のノウハウを有し、ニッチ市場での優位性を確保できる 企業を創出する「石川ブランド創出支援事業」の対象企業に対する融資制度を創設します。

(1) 次世代型企業群創成事業に対する金融支援

次世代型企業に認定された企業が短期間に飛躍的に成長するための集中的な設備投資等に対応するため、経営革新等支援融資(経営革新分)の融資限度額に特例を設けるとともに、その保証条件についても緩和します。

経営革新等支援融資(経営革新分)

限度額:2億円(うち運転資金5千万円)

→次世代企業で推薦を受けたものについては、4億円(うち運転資金1億円)

保証条件:無担保枠8千万円の別枠保証を利用可能(保証人は保証協会所定)

→次世代企業で推薦を受けたものについては、1億8千万円まで無担保保証を利用 可能(第三者保証人不要)

(2) 産学・産業間連携事業対象企業に対する金融支援

(モノづくり再生支援プログラムと同様の優遇条件)

平成17年度に創設する産学・産業間連携事業の補助金を受けた企業に対しては地域商工業活性化融



資(一般分)の融資利率を0.2%優遇します。

地域商工業活性化融資(一般分)

償還期間 10 年以内: 1.7 %、付保 1.2 % (国定金利) 償還期間 10 年超 : 1.65 %、付保 1.15 % (変動金利)

→ 産学・産業間連携事業対象企業については、

償還期間10年以内: 1.5%、付保1.0%(固定金利)償還期間10年超: 1.45%、付保1.0%(変動金利)

※その他、貸与制度についてもモノづくり再生支援プログラムと同様に優遇します。

(財)石川県産業創出支援機構の県単貸与制度の対象に追加

国の貸与制度:従業員20人以下 県単貸与制度:従業員300人以下

・(財)石川県産業創出支援機構の貸与制度、(社)石川県鉄工機電協会の延払い貸与制度に対する 特別利子補給(0.75%)の対象に追加

実質貸与損料: 2.75%→2.00%

3 その他

- (1) 大規模事業所移転に伴う要件緩和措置の終了
 - ①地域商工業活性化融資(商業振興分)の対象地域緩和の終了 大規模事業所移転周辺地域(1km 以内)対象化の終了
 - ②経営安定支援融資 (特別分) の要件緩和の終了 大規模事業所移転周辺地域 (1km 以内) 対象地域企業の要件緩和 (売上減少10%→5%) の終了
- (2) 償還猶予制度及び創業者支援融資(中高年齢者創業支援分)を1年延長

期限: H17. 3→H18. 3

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

| 制 | | 融資対象 | 資金使途 | | 融資 | 条 件 | | | 信用保証 | | 取扱金融機関 | 融資申込先 | |
|-----------------------|------------|--|------|--|---|---|--|----|------------|--------------|--|---|---------|
| יַּמָּ | 1 反 右 | 間 貝 刈 家 | 貝並促逐 | 限度額(千円) | 期間(内据置期間) | 利率(年)% | 担保 | 付保 | 保証料(名 | 羊)% | 以1火並附(成) | ベラヤンボ | 管課 |
| | 地域商工業 | [一般分] 工場、店舗、福利厚生施設、駐車場等の新 増設等や機械設備、店舗設備等の導入を行 う者で投資総額 500 万円以上のもの | 設備資金 | 50,000 (特認 200,000) | 15 年以内 (2 年以内) | 1.70 以内 (付保の場合 1.20) ただし、期間が 10年超の場合は、 変動金利 1.65 以内 (付保の場合 1.15) 【産学・産業間連携支援分】 1.50 以内 (付保の場合 1.00) ただし、期間が 10年超の場合は、 変動金利 1.45 以内 (付保の場合 1.00) | 金融機関 - 所 定 の | 任意 | 有担保 | 1.01 | | 商工会議所又は 商工会の認定書 | |
| (設 | 活性化融資 | [商業振興分] 大型店の進出により影響を受ける地域に店舗を有する中小商業者等で上記の設備投資を行うもの | 事業資金 | 50,000 (特認 200,000) ただし、運転資金 は 10,000 千円まで | 設備 15 年以内 (2 年以内) 運転 7 年以内 (1 年以内) | 1.50 以内 (付保の場合 1.00) ただし、期間が 10年超の場合は、 変動金利 1.45 以内 (付保の場合 1.00) | 扱い | 江心 | 無担保 | 1.04 | | を添えて取扱金融機関 | 経 |
| (設備投資、経営革 | | 「企業活性化支援分」 ①新製品開発、新分野開拓などの構造改革 への対応を行うもの ②受注の確保、販売の促進などの事業拡大 を行うもの ③企業のイメージアップ、人材育成などの 企業体質の改善を行うもの | 運転資金 | 30,000 ただし、一般分、 商業振興分と併用 する場合は、合計 200,000 千円の範囲 内 | 5 年以内 (1 年以内) | 1.70 以内 (付保の場合 1.20) | | | | | 商工中金 東京三菱銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 UFJ銀行 北國銀行 | | 営 |
| - 支援資 | | [経営革新支援分] 法律の規定に基づき、経営革新計画を作成 し知事又は大臣の承認を受けたもの | | 200,000 ただし、運転資金 は 50,000 千円まで | | | 金融機関 所 定 の 扱 い | | | 0.70 | 北陸銀行 福井銀行 富山第一銀行 福邦銀行 | 経営革新計画の 承認書を添えて 取扱金融機関 | 支 |
| 構造改革支援資金、経営革新、新規創業等に) | 経営革新等 支援融資 | [海外展開支援分] 県内における事業規模の縮小等を伴わずに 実施する海外での生産等に係る事業所の設 置や、販路開拓等を行うもの | 事業資金 | は 50,000 千円まで 経営革新支援分に ついて、次世代企 業として認定され、 | 設備 15 年以内 (3 年以内) 運転 7 年以内 | 1.50 以内 (付保の場合 1.00) ただし、期間が 10年超の場合は、 | 左記※の企業について保証 | 任意 | | | 信用金庫信用組合信用農業協同組合連合会 | 知事の認定書を 添えて取扱金融 機関 | 援 |
| | | [情報技術活用支援分] 企業内外ネットワークの整備等による業務 の効率化及び生産工程の自動化等による生 産の効率化を図るための情報技術 (IT) 化投資を行う者で、その投資額が500万円 以上であるもの | | 知事の推薦を受け た企業※ 400,000 ただし、運転資金 は 100,000 千円まで | (1 年以内) | 変動金利 1.45 以内 (付保の場合 1.00) | 付 場 無 担 保 枠 180,000千円 第 三 者 展 し 不 要 こ る ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ | | 有担保 無担保 | 0.91 0.94 | | 商工会議所又は 商工会の認定書 を添えて取扱金 融機関 | 課 |
| | 事業転換支援融資 | 3年以上同一の事業を行っている者で、 ①中小企業再生・事業転換支援プログラムの対象者で、現在行っている事業を廃止し、他業種へ事業転換を行込の ②他業種に属する事業を開始し、新たに開始する事業の売上高が、5年以内に全売上高の20%以上を占めることが見込まれるもの | 事業資金 | 50,000 (特認 200,000) ただし、運転資金 は 20,000 千円まで | 設備 15 年以内 (3 年以内) 運転 7 年以内 (1 年以内) | 1.50 以内 (付保の場合 1.00) ただし、期間が 10年超の場合は、 変動金利 1.45 以内 (付保の場合 1.00) | 金融機関 所 定 の 扱 い | 任意 | 有担保 無担保 | 1.01 1.04 | | 商工会議所、商 工会又は(財) 石川県産業創出 支援機構の認定 書を添えて取扱 金融機関 | |
| | 創業者支援融 | 新たに中小企業者として事業を開始する者 (開業後1年未満の者を含む。)であって、 開始しようとする事業に着手していること が客観的に明らかであるもの | 事業資金 | 20,000 ただし、運転資金は 10,000 千円まで 事業開始前の場合 は事業費の4/5以内 | 設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内) | 1.60 以内 【中高年齢者創業支援分】 ただし、45 歳以上の 開業者については 1.30 以内 | 原則として無担保 | 必須 | 有担保 無担保 | 1.01 1.04 | | 商工会議所又は 商工会の認定書 を添えて取扱金 融機関 | |

| | 制 | 度 4 | 67 | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 한 会 | | 盗 | | 融資 | 条 件 | | 1 | 言用保証 | FITTT 今可能 | 融資申込先 | 所管課 |
|------------------|---------------|-----------------------|------------------|---|---------------------------------------|-------------------------------------|----------------------|-----------------|---|---|---|----------------------|----|--|---|---|-------|
| | ניח | 度 4 | | 門工 . | 資 | 対 象 | | 資金使途 | 限度額(千円) | 期間(内据置期間) | 利率(年)% | 担保 | 付保 | 保証料(年)% | 取扱金融機関 | 限貝中心元 | 課 |
| | | 小口声 | 融資 | ①商工会議所若し らの経営指導を・ 員 40 名以内(商 ・特別小口(無 小規模企・サー ・当座貸越の場 | 受けて 業・サ 保証 にス | いる者であっ トービス業 10 人)の場合 | って従業 名以内) 内 | ①事業資金 | 15,000 無保証人の場合 12,500 当座貸越の場合 5,000 | 設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内) 当座貸越 2年以内 | 1.60 以内 当座貸越 (変動) 変動金利 1.65 以内 | 原則として無担保 | 必須 | 有担保 0.7 無担保 0.7 無保証人の 場合 0.50 | 1 原則として市町の指定す る金融機関 | 商工会議所又は商 工会を経由のうえ (当座貸越の場合 は推薦書を添えて) 取扱金融機関 | |
| | | | | ・ 当性貝越の場外口融資利用件等を充たす②季節資金は、小規(商業・サービ) | 者の もの 模企業 | 業者(従業員 20 | | ②季節資金 (盆·年末) | 3,000 | 6か月以内 | 1.65 以内 | 金融機関所 定 の扱 い | 任意 | 有担保 0.9 無担保 0.9 | | 取扱金融機関 | |
| 経営安定支援資金経営安定支援資金 | (売上げ咸少、災害対策 | | | 欠損金 ③前期 | 3カ月 6カ月 事業年 事業年 | 10%以上 5%以上 度で税引後欠打 度で税引前欠打 | 損金 損金見込 | 運転資金 | 80,000 | 7年以内 (2年以内) | 1.50 以内 (付保の場合 1.00) | 金融機関所 定 の 扱 い | 任意 | 有担保 0.7 無担保 0.7 | 4 商工中金 東京三菱銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 | 商工会議所、商 工会の認定書を 添えて取扱金融 機関 ただし、再生支 | 経営支 |
| 接資金 | 栽等径営 存 | 経営技援 | 安定融資 | [再生支援分] 商工調停士又は中 支援チームの指導 | | | | | | | 1.00 以内 | 原則として無担保 | | 有担保 0.9 無担保 0.9 | 1 北陸銀行 福井銀行 | 援分については、 商工会議所、石 川県商工会連合 会、又は(財) | 援 |
| 100 | XEこ) | | | [資金繰り支援分 売上減少等により でおり、県制度金 借換等により資本 経営安定関連保証に係 なた関連のの) | 経営の経験の位置を利用されている。 | 保証付き既往 の改善を図る 用可能なもの | 注債務の お者で、 の(経営 | 事業資金 | 80,000 (特認 280,000) | 7年以内 (1年以内) 実情に応じ 10年以内 (1年以内) | 1.75 以内 ただし、期間が 7 年超の場合は、 変動金利 1.65 以内 | 保証協会 所 定 の 扱 い | 必須 | 0.80 | 高山第一銀行 福邦銀行 信用金庫 信用銀合) 信用農業協同組合連合会 | 石川県産業創出 支援機構の推薦 書を添えて取扱 金融機関 | 課 |
| | | 連 鎖 년 防止・ 対 策 🌡 | 倒 産 災害 融 資 | ①国の指定する倒 者等 ②①以外の倒産事 | | | | 運転資金 | 50,000 | 7年以内 (2年以内) | 1.50 以内 | 金融機関所 定 の 扱 | 任意 | 有担保 0.9 無担保 0.9 | | ①市町長の認定 書を添えて取 扱金融機関 ②取扱金融機関 | |
| | | | | 地震、火災、風水 もの | :害等(| により被害を | 受けた | 設備資金 | 1 災害につき 50,000 | | | | | | | 市町長等の被災証明書 を添え取扱金融機関 | |
| 対 | 見立 | 企業等 地に) 地促進 | | 県の指定する工場 雇用増、下請への | | | | 設備資金 | 500,000 (投資額の 2/3 以内) | 15 年以内 (2 年以内) | 1.50 以内 ただし、期間が 10年超の場合は、 変動金利 1.45 以内 | 金融機関所定の扱い | 任意 | 有担保 0.9 無担保 0.9 | | 知事の認定書を 添えて取扱金融 機関 | 産業立地課 |
| 関係) | (労働) | 勤労者前介 護 位 | 育児: 休業 | 育児・介護休業を 児・介護休業期間 確実な者 | | | | 生活資金 | 1,000 | 5 年以内 (1 年以内) | 1.075 | 連帯保証人 1 名 | 必須 | 0.18 | 3 労働金庫 | 取扱金融機関 | 労働企画課 |

(観光交流局関係)

| | l B | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 融資対象 | 資金使途 | | 融資 | · 条 件 | | | 信用保証 | 取扱金融機関 | 融資申込先 | 所管課 |
|---------|------|---|---|------|--|-------------------|-----------|---------------|----|----------|--|----------------|-----|
| |] [3 | 甚 名 | N | 貝並促述 | 限度額(千円) | 期間(内据置期間) | 利率(年)% | 担保 | 付保 | 保証料(年)% | 以狄並際悅渕 | 附負甲处元 | 課 |
| (観光関係設備 | 観整 | 光施設備資金 | [一般分] ①旅館 (ビジネスホテルを含む) 業者 ②①を構成員とする組合 | 設備資金 | (特認 100,000 (特認 200,000) | 10 年以内 (3 年以内) | 1.70 以内 | 金融機関 所 定 の | 任意 | 有担保 1.25 | 商工中金・東京三菱銀行 みずほ銀行・三井住友銀行 UFJ銀行・北陸銀行・北陸銀行 | | 交流政 |
| 設備 | 民資 | 宿整備金 | 県民宿協会の会員又は県民宿協会の推薦を 受けた者 | 設備資金 | 10,000 | 10 年以内 (1 年以内) | 1.50 以内 | 扱い | | | 福井銀行・富山第一銀行 福邦銀行・信用金庫・信用組合 信用農業協同組合連合会 | 知事の認定書 を添えて | 政策課 |

(健康福祉部関係)

| 制度名 | | 中 | 資 | 材 象 | 資金使途 | | 融資 | ····································· | | 1 | 信用保証 | 取扱金融機関 | 融資申込先 | 所 |
|-------------|-------------|-------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------|--|-------------------|---------------------------------------|-----------|----|----------------------|--------|--------------------------|-------|
| 削反石 | | 円出 | 貝) | · 小 家 | 貝並関逐 | 限度額(千円) | 期間(内据置期間) | 利率(年)% | 担保 | 付保 | 保証料(年)% | 以狄亚熙城場 | 概 貝中心元 | 課 |
| (バリアフリー) 関係 | 一 石川 | 川県バリアフリ 及び同規則にま 公益的施設の鏨 | リー社会 基づき、 を備を 彳 | ☆の推進に関する条 整備基準に適合し テう事業者 | 設備資金 | 新築等 30,000 (工事費の20%以内) 改修 10,000 | 10 年以内 (3 年以内) | 1.00 以内 | 金融機関所定の扱い | 任意 | 有担保 0.91 無担保 0.94 | | 知事の認定書を 添えて取扱金融 機関 | 厚生政策課 |

(環境安全部関係)

| 制度名 | 融 資 対 象 | 資金使途 | | 融資 | 条 件 | | | 信用保証 | 取扱金融機関 | 融資申込先 | 所管課 |
|--------------------------------------|--|------|--|-------------------|----------------------------|--------------|----|---------|---|----------------------------|--------|
| 一門 反 右 | 既 貝 刈 家 | 貝並関連 | 限度額(千円) | 期間(内据置期間) | 利率(年)% | 担保 | 付保 | 保証料(年)% | 以狄並際隊送 | 1 一 | 課 |
| (環境保全関係) 環境保全資金 | 環境保全のための施設の設置等、知事の適格証明書の交付を受けた中小企業者又は組合 | 争兼貧金 | 50,000 (特認 100,000) ただし、土壌汚染対 策法に基づく措置の 場合 100,000 | | 一般分 1.50 以内 特利分 1.50 以内 | 金融機関所 定 の扱 い | 任意 | | 商工中金・東京三菱銀行 みずほ銀行・三井住友銀行 UFJ銀行・北國銀行・北陸銀行 福井銀行・富山第一銀行 福邦銀行・信用金庫 信用農業協同組合連合会 | 知事の適格証明 書を添えて取扱 金融機関 | 環境政策課 |
| (産業廃棄物 処理関係) 産業廃棄物処理 施設整備資金 | 産業廃棄物最終処分場又は産業廃棄物焼却 施設の整備事業を行う中小企業者又は組合 | | 産業廃棄物最終処分場 500,000 産業廃棄物焼却施設 100,000 | 10 年以内 (2 年以内) | 1.50 以内 | 金融機関所定の扱い | 任意 | | 商工中金・東京三菱銀行 みずほ銀行・三井住友銀行 UFJ銀行・北國銀行・北陸銀行 福井銀行・富山第一銀行 福邦銀行・信用金庫 信用農業協同組合連合会 | 知事の認定書を 添えて取扱金融 機関 | 廃棄物対策課 |

※融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。

【問い合わせ先】 石川県商工労働部経営支援課(担当:金融グループ) TEL (076)225 - 1522 (直通)

石川県庁: 〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL (076)225 - 1111 (代表)

観光関係融資制度:石川県観光交流局交流政策課

(担当:企画管理グループ) TEL (076)225-1126 (直通)

バリアフリー関係融資制度:石川県健康福祉部厚生政策課

(担当:福祉・管理グループ) TEL (076)225-1413 (直通)

労働関係融資制度:石川県商工労働部労働企画課 (担当:企画・労働福祉グループ)

TEL (076)225-1531 (直通)

環境保全関係融資制度:石川県環境安全部環境政策課 (担当:企画管理グループ)

TEL (076)225-1461 (直通)

企業立地促進融資制度:石川県商工労働部産業立地課

(企業誘致担当)

TEL (076)225-1517 (直通)

産業廃棄物処理施設整備関係融資制度:石川県環境安全部廃棄物対策課 (担当:資源循環推進室)

TEL (076)225-1474 (直通)

県内各市の融資制度(加賀市その1)

加賀市中小企業融資制度一覧表(その1)

平成17年4月1日現在 ※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

| | | | | T | =+ > | | | | | | =+>/=-+>= ++ | |
|-----|---|--|----------|---|--|---|--|-----------------------|---|---|-------------------------------|-------|
| | 制 度 名 | 融資対象 | 資金使途 | 限度額(千円) | <u>融</u> 関間(うち据置期間) | <u>負 内</u> 利率 | 容 担保 | 保証人 | 保証利率 | 取扱金融機関 | 融資申込先 (受付期間) | 所管課 |
| | 小口事業資金(一般分) | ①一般分の場合は、商工会議所の会 員またはそれらの経営指導を受け ているものであって従業員40人以 内(商業・サービス業10人以内))等 | 設備資金 | 15,000 | 設備 7年以内 (1年以内) | 小学 | 担体 | 木証人 | 有担保: 0.71% 無担保: 0.74% | | 商工会議所を経由の | |
| | ※小口事業金 (特別小口分)(県と協調) | ②特別小口分 (無保証人) の場合は、 商工会議所の会員またはそれらの 経営指導を受けているものであっ て小規模企業者 (従業員20人以内 (商業・サービス業5人以内))等 | 運転資金 | ※特別小口分 (無保証人) 12,500 の場合 | 運転 5年以内 (1年以内) | - 1.600%以内 | 原則無担任 | R | ※特別小口分 (無保証人) :0.50% | 北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用 金庫の市内各支店 | うえ、取扱金融機関 (随時) | |
| | 小口事業資金 (当座貸越分) (県と協調) | 一般分の対象者で、一定の財務要 件等をみたす方 | 事業資金 | 5,000(極度額) ※ただし、小口事業資金 と併せて 15,000 以内 | 2年以内 | 1.650%以内 (変動金利) | 原則無担係 | R | 有担保: 0.71% 無担保: 0.74% | | 商工会議所で推薦書 を取得し金融機関 (随時) | |
| | | 1年以上市内に在住し、新規に開業、事業の転換又は拡大しようと する中小事業者で別に定める要件 を具備している法人又は個人 | 設備資金運転資金 | 10,000 (事業費の2/3以内) | 設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内) | | 県信用保 | 1名 以上 (法人の場 | | 北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用 | 適丁会議所を経由 <i>の</i> | |
| 商工業 | 商 業 転 業 資 金 が行う た者の 開業、する中 具備し 悪 振 興 | 中小企業大学校、加賀商工会議所等が行う開業等に関する講座を修了した者のうち、県内に在住し、新規に開業、事業の転換又は拡大しようとする中小事業者で別に定める要件を | 設備資金運転資金 | 20,000 (事業費の2/3以内) | 設備 10年以内 (1年以内) 運転 7年以内 | 1.714%以内 | 証協会の 所定の扱 いによる | 合は代表 者を含め 2名以上) | 有担保: 0.95% 無担保: 1.05% | 金庫、加賀農業協同組合の市内及び山中町各支店 | うえ、取扱金融機関 (随時) | |
| 振興資 | 組合強化資金 | 具備している法人又は個人 商工会議所の会員である組合、組 合員 | 設備資金 | 組 合 50,000 | (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 | - 1.800%以内 | 金融機関の | の所定の扱 | ・組合は県信用保 証協会、組合員 はこれに加賀市 転貸保証協会を | 北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用 金庫の市内及び山中 町各支店、商工中金 | 取扱金融機関 (随時) | 観光商工課 |
| 金 | | ○加賀市産業条例の助成対象とな | 運転資金 | 組合員 20,000 | (1年以内) | | | | 加えたいずれかの保証を付する。 | 金沢支店 | | |
| | | る右記の施設に係る設備投資 | ア工場 | ・物流加工施設 イ研図 | 『所・ソフトウェア | 業等の事業別 | テーウ保 かんりゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい | 養施設 | エ 高度化事業を実 | 『施する組合 オ産 | 業振興に係る施設 | |
| | 企業立地 促進資金 ②7 石川県在 (1) 地域 振興 ②2(1) に | ①ア〜ウ、オのうち県の地域総合 整備資金の貸付を受けるもの | 設備資金 | 500,000 (事業費の2/3以内) | 15年以内 (3年以内) | 1.425%以内 | 金融機関の | の所定の扱 | 金融機関の所定 の扱いによる | 北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用 | 市長の認定書を添えて取扱金融機関 | |
| | | ②ア~オの設置 | 設備資金 | 300,000 (事業費の2/3以内) | 10年以内 (2年以内) | 1.450%以内 | 金融機関の | の所定の扱 | 有担保: 1.25% 無担保: 1.35% | 金庫の市内及び山中 町各支店 | (随時) | |
| | | 石川県企業立地促進融資制度対象者 (県と協調) | 設備資金 | 500,000 (事業費の2/3以内) | 15年以内 (2年以内) | 1.500%以内 (ただし、期間 が10年超の場 合は、変動金 利1.45%以内) | 金融機関の | の所定の扱 | 有担保: 0.91% 無担保: 0.94% | 石川県知事が定める 取扱金融機関 | 知事の認定書を添え て取扱金融機関 (随時) | |
| | | ①地域商店の特性を活かす商店街 振興事業を行う振興組合等 ②①に係る組合員で卸売・小売・飲 | 設備資金 | ① 100,000 (投下固定資産額の2/3以内) ② 30,000 (投下固定資産額の1/2以内) | 10年以内 (2年以内) | 1.450%以内 | 金融機関の | の所定の扱 | 有担保: 1.25% 無担保: 1.35% | 北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用 金庫の市内及び山中 | 市長の認定書を添え て取扱金融機関 (随時) | |
| | | 食及びサービス業を営むもの | 運転資金 | ① 30,000 ② 10,000 | 5年以内 (1年以内) | | | | | 町各支店 | (15@HJ) | |

県内各市の融資制度(加賀市その2)

加賀市中小企業融資制度一覧表(その2)

| | | | | | | | - | | | - ^ /-\^ | | | 9 内 | 容 | | | - I- A - I W - I | 融資申込先 | |
|------------|------------------|--|--------------|------------|------------|------|------|-------|--------|--------------|-------------------------------|-----------------|-----------------------------|---------------------------|-------------------|------------------------------------|--|---|-------|
| İ | 7. | 刮 月 | 隻 | 名 | | 融 : | 資対 | 象 | 貿 | 金使途 | 限度額(千円) | 期間(うち据置期間) | 利率 | 担保 | 保証人 | 保証利率 | 取扱金融機関 | (受付期間) | 所管課 |
| | 製業 | 型 造 | 声翩 | 加工資金 | 日本標る製造 | | 分類大 | 分類に規定 | 定す 認 | 设備資金 | 30,000 (事業費の2/3以内) | 7年以内 (2年以内) | 1.800%以内 | 金融機関の | の所定の扱 | 有担保: 1.25% 無担保: 1.35% | 北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用 金庫の市内及び山中 | 市長の認定書を添え て取扱金融機関 | |
| 商 | * | ₹ 加玖 | 哭 | 貝 並 | る表坦 | 未有 | | | 通 | 壓転資金 | 10,000 | 5年以内 (1年以内) | | V-1/2 2 | | 無担体・ 1.33% | 町各支店 | (随時) | |
| 工業振 | 李 | 户 儿 | \ Ti | 企 業資 金 | 中小企 | 業者 | | | 運 | 運転資金 | 5,000 | 6ヵ月以内 | 1.650%以内 | 金融機関の | の所定の扱 | | 北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用 金庫の市内及び山中 町各支店 | 取扱金融機関 (盆:6/15~8/31 (年末:11/1~12/30) | 観光商工課 |
| 興資 | | 貝光: | 振且 | 興資金 | | | 旅館業者 | 音を構成員 | ح الله | 设備資金 | 30,000 | 10年以内 (2年以内) | 1.600%以内 | | の所定の扱 | 有担保: 1.25% | 商工中金金沢支店 | 取扱金融機関 | |
| 金 | | <i>.</i> , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | III. > | ₹ ₩ | する組合 | 合員 | | | 通 | 基転資金 | 15,000 | 5年以内 (1年以内) | 1.000/02/1 | いによる | | 無担保: 1.35% | 周上 1 並並 (人人) | (随時) | |
| | 5 | 見信! | 整位とは | 備資金 劦調) | ①県民 ②県民 | | | を受けた | 者 認 | 设備資金 | 10,000 | 10年以内 (1年以内) | 1.500%以内 | 金融機関の | の所定の扱 | 有担保: 1.25% 無担保: 1.35% | 石川県知事が定める 取扱金融機関 | 取扱金融機関 (随時) | |
| +++ | # | + 574 · | 1 | 上江ウ | | | | | | | | | | V 27 7% BB | n or de n ka | - 4H 6W W 18L +V | II. Pt. W. KI. A. ct. | 10+ Lin V 27 104 HH | |
| | 五 | | | 生活安資 金 | 勤労者 | | | | 生 | | 1,000 | 3年以内 | 2.550%以内 | 金融機関の | の所定の扱 | 未組織労働者 0.80% | 北陸労働金庫 大聖寺支店 | 取扱金融機関 (随時) | |
| 勤労者福祉向上資金 | 育付 | 1 5 1 1 1 | ļ. Ě | 介護資金 | 育児・イ | 产護休訓 | 業取得者 | Z. | 生 | 生活資金 | 1,000 | 5年以内 | 1.050%以内 | 金融機関の 所定の扱い による | | 未組織労働者 0.80% | 北陸労働金庫 大聖寺支店 | 取扱金融機関 (随時) | 観光商工課 |
| 資 | 消后 | 1 費 | 生 | 活協資金 | 消費生 | 活協同 | 組合 | | | 设備資金 | 1,000 | 7年以内 | 2.600%以内 | | の所定の扱 | | 北陸労働金庫 大聖寺支店 | 取扱金融機関 (随時) | |
| <u> 11</u> | I | り組 | | 貝並 | | | | | 理 | 壓転資金 | 9,000 | 1年以内 | 1.970%以内 | いによる | | | 人至守又店 | (随时) | , |
| 環境 | 么談 | 3 害 | 防備 | 止施資金 | 公害防」 | 上施設 | を設置し | ようとす | る者 設 | 设備資金 | 10,000 | 10年以内 (1年以内) | 1.700%以内 | 金融機関の | の所定の扱 | 金融機関の所定 の扱いによる 信用保証一般枠 | 北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用 金庫の市内各支店 | 市長の認定書を添え て取扱金融機関 (随時) | 環境安全課 |
| | Ι | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 他 | · ※ 延 柄 | E払し | いに 献貸 | よる機 与資金 | 県鉄工 | 機電協 | 会の会 | 員 | 設 | 设備資金 | 60,000 (特別枠 80,000) | 7年以内 (貸与年度内) | 2.750%以内 (利子補給 0.5%) | | 連帯 保証人 2名以上 | 対象機械価格額 の10%相当額 | 石川県鉄工機電協会 | 石川県鉄工機電協会 (協会で定める期間) | |
| 他団体の制度金融 | ※ 学賞 | | 福金金 | 利厚生 | 担保力働者) | の乏し | い労働 | 者(未組紀 | | 生活資金 住宅資金 | 指定金融機関の定める 貸出限度額に同じ | 5~25年以下 | 生活 8.90% 住宅~ 2.53% | | 連帯 保証人 1名以上 | 有担保: 0.18%以内 無担保: 0.88%以内 | 労働者信用基金協会 | 北陸労働金庫 大聖寺支店 | 観光商工課 |
| 金融 | | | 貸 | 付金 | 組織労 | 働者 | | | | 生活資金 住宅資金 | 指定金融機関の定める 貸出限度額に同じ | 5~25年以下 | 生活 8.90% 住宅~ 2.53% | 金融機関 の所定の 扱いによ る | 連帯 保証人 1名以上 | | 北陸労働金庫 大聖寺支店 | 北陸労働金庫大聖寺支店 | |

加賀市役所 地域支援部観光商工課 TEL 0761 - 72 - 7900 環境安全課 TEL 0761 - 72 - 7890

小松市中小企業融資制度一覧表(その1)

平成 17 年 4 月 1 日現在 ※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

| | 制度名 | 融資対象 | 資金使途 | | 融資条 | 件 | | 取扱金融機関等 | 融資申込先 | 丽 | 轄 | 課 |
|--------------------|---------------------|--|--------------|---|---|--------|--|---|---|-----|------------------|----------|
| | | | 与 亚区宏 | 限度額(千円) | 期間(内据置期間) | 利率(年)% | 担保保証人 | マンス 江 日 江 次 1 大 日 大 | 13.5 4 1 1 2 5 | 171 | | <u> </u> |
| 経 | 中 小 企 業 緊急 支 援 資 金 | 市内で1年以上同一事業 を営んでいる中小企業者 | 運転資金 | 20,000 | 6年以内(6ヵ月以内) | 1.50 | | | 市長の適格証明書を 添えて取扱金融機関 | 商工 | 振り | 興 課 |
| 経営安定支援 | 中 小 企 業 振 興 資 金 | 市内で1年以上同一事業 を営んでいる中小企業者 | 設備資金 | 40,000 | 7年以内(6ヵ月以内) | 1.60 | | | 市長の適格証明書を 添えて取扱金融機関 | 商工 | 振り | 興 課 |
| | 中 小 企 業季 節 資 金 | 市内で1年以上同一事業 を営んでいる中小企業者 | 夏季・年末 の運転資金 | 5,000 | 6ヵ月以内 | 1.65 | 金融機関所定の扱い | 北國銀行 | 取 扱 金 融 機 関 6月15日~8月31日(夏季) 11月1日~12月末日(年末) | 商工 | 振! | 興課 |
| 新支 規 立 地援 | 中小企業立地促進資金 | 市内で工場等の新・増設を 行う中小企業者(一部市外 中小企業者の立地も可) | 設備資金 | 100,00 (投資額の3分の2以内で) | 土地建物 10年以内(1年以内) 機械設備 7年以内(1年以内) | 1.55 | | 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 富山第一銀行 福 邦 銀 行 | 市長の適格証明書を 添えて取扱金融機関 | 商工 | 振り | 興 課 |
| 起支業援 | 起業家支援資金 | 市内で新たに事業を開始 しようとする者 (開業後1 年未満の者含む) | 事業資金 | 7,000 | 6年以内(6ヵ月以内) | 1.50 | 信用保証協 会所定の扱い 1名以上(法人 の場合は代表者 を含め2名以上) | 北陸信用金庫金沢信用金庫鶴来信用金庫 商工組合中央金庫 | 市長の適格証明書を 添えて取扱金融機関 | 商工 | 振り | 興 課 |
| 組 | 組 合 体 質 強 化 資 金 | 市内で1年以上経済事業 を行っている組合及び組 合員 | 事業資金 | 共同 50,000 転貸 10,000 | 運転 5年以内(6ヵ月以内)設備 7年以内(6ヵ月以内) | 1.60 | 金融機関所定の扱い | | 取 扱 金 融 機 関 | 商工 | 振! | 興課 |
| 組合支援 | | 独立行政法人中小企業基 盤整備機構の資金助成の 対象となった高度化事業 を行う組合 | 設備資金 | 100,000 (総事業費 - 独立行政法人 中小企業基盤整備機構及び 県融資額)の80%以内で | 10年以内(6ヵ月以内) | 1.60 | 金融機関所定の扱い 組合の役員 | | 市長の適格証明書を添えて取扱金融機関 | 商工 | 振り | 興 課 |
| | 公共事業推進商店振興資金 | 公共事業工事で影響のあ る商店 | 運転資金 | 1,000 | 3年以内(6ヵ月以内) | 1.60 | | | 市長の適格証明書を 添えて取扱金融機関 | 道路課 | 普及促 ·都市計 業 | 十画課・ |
| # * | 都市計画事業設備資金 | 市街地再開発事業、都市計画街路事業で建築・取得する者 | 建築取得資金 | 15,000 (費用の40%以内で) | 耐火建築物 15年以内(6ヵ月以内) その他の建築物 12年以内(6ヵ月以内) | 1.60 | | 北 銀 行 北 陸 銀 行 富 山 第 一 銀 福 邦 銀 行 | 市長の適格証明書を添えて取扱金融機関 | 都市 | 計「 | 画 課 |
| 特定目的事業支援 | | 公害の発生及び地球温暖 化を防止するための施設 を整備する中小企業者・ 組合・個人 | 環境保全施設資金 | 個人·会社 5,000 組合 10,000 | 5年以内(6ヵ月以内) | 1.60 | 金融機関所定の扱い | 北陸信用金庫金沢信用金庫鶴来信用金庫 | 市長の適格証明書を添えて取扱金融機関 | 環境 | 企 | 画 課 |
| 美支援 | 防火 設 備等整備資金 | 防火区域内における消防 用設備をする者 | 消 防 用 設備資金 | 10,000 一定施設 20,000 | 7年以内(6ヵ月以内) 一定施設 10年 (6ヵ月以内) | 1.60 | | | 消防長の適格証明書 を添えて取扱金融機関 | 消防本 | 部 | 予防課 |
| 3/30 | 下 水 道 宅 内工事促進資金 | 農業集落排水処理区域内で の便所等の改造をする者 | 改造資金 | 1,600 | 5年以内 | 1.05 | | 小松市農業協同組合 | 市長の適格証明書を 添えて取扱金融機関 | 農 | 務 | 課 |
| | 水 洗 便 所改 造 資 金 | 既設の便所を水洗便所に 改造する者 | 改造資金 | 700 | 4年以内 | 無利子 | 連帯保証人 1名 | | 下水道普及促進課 | 下水道 | 直普及伊 | 足進課 |
| | 地域下水道排水 設備工事促進資金 | 既設の便所を水洗便所に 改造する者 | 改造資金 | 700 | 4年以内 | 無利子 | 連帯保証人 1名 | | 下水道普及促進課 | 下水道 | 普及化 | 足進課 |

小松市中小企業融資制度一覧表(その2)

小松市料金業務課

0761-24-8114

平成17年4月1日現在 ※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

| | | | | | | - | 融 資 条 | / /- | | | | | | | $\overline{}$ |
|-----------------------|-----------------------------|--|----------------------------------|--------------|------------------------------|--------------------|--------------------------|-----------------|-------------------------------------|--------------------------------------|---|------------------|------------|--------------|---------------|
| | 制度名 | 融資対象 | 資金使途 | 限 | 度 額(千円) | 期 | 融 <u>資 条</u> 間(内据置期間) | 件 利率(年)% | 担保 | 保証人 | 取扱金融機関等 | 融資申込先 | 所 | 轄 | 課 |
| | 勤労者育児・ 護休業生活資 | 介金 育児・介護休業取得中の者 で育児・介護休業期間終了 後復職することが確実な者 | 生活資金 | | 1,000 | | 5年以内 円以下の場合は3年以内) | | 連帯保証人 | • | 北陸労働金庫 | 北陸労働金庫 | 商工 | 振り | 興 課 |
| 労働 | (労働者生活資金 | を) 労働組合組織に加入している者 | 住宅・生活 資 金 | 住宅生活 | 100,000 5,000 | 住 宅 生 活 (教育ロ | 10 年以内 | | 住宅資金 有生活資金 無 | | 北陸労働金庫 | 北陸労働金庫 | 商工 | 振り | 興 課 |
| 関係 | (労働者福利 | 上記を除く勤労者 | 住宅・生活 資 金 | | 70,000 5,000 | 住 宅 生 活 (教育に | 10 年以内 | | 住宅資金 有生活資金 無 | 協会保証付 (場合により 保証人要) | 北陸労働金庫 | 北陸労働金庫 | 商工 | 振り | 興 課 |
| | 勤労者小口資 | 市内に1年以上在住し、同一事業所に1年以上勤務する勤労者 | 生活資金 | | 1,000 | | 3年以内 | 2.55 | 無 | 取扱金融機 関所定の扱 い | | 北陸労働金庫 | 商工 | 振り | 興 課 |
| 県に協 | 調している制度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 経 | | 商工会議所会員又は経営指導を 受けている者で従業員 40 名以 内(商業・サービス業 10 名以内) | | | 15,000 | 設備 | 7年以内(1年以内) | 1.00 | 無 | 金融機関所定の扱い | | | | | |
| 経営安定支援 | 小口融 | 特別小口:小規模事業者 (従業員 20 名以内(商業・ サービス業 5 名以内)) | 事業資金 | | 12,500 | 運転 | 5年以内(1年以内) | 1.60 | 無 | 無 | 原則として市指定の金融機関 | 商工会議所経由のうえ取扱金融機関 | 県 経 | 営支 | 援 課 |
| 援 | | 当座貸越;小口融資利用 者のうち、一定の財務要 件等を満たす者 | | | 5,000 | | 2年以内 | 1.65 | 無 | 金融機関所定の扱い | | | | | |
| 県外企業等の | 企業立地促進融 | 県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請への波及効果のあるもの | 設備資金 | (投資額 | 500,000 額の3分の2以内で) | | 15 年以内(2 年以内) | 1.50 | 金融機関 | 所定の扱い | 商工中金・東京三菱・ みずほ・三井住友・ UFJ・北國・北陸・福井・ 富山第一・福邦銀行・ 信用金庫・信用組合・ 信用農業協同組合連合会 | 知事の認定書を添えて取扱金融機関 | 県 産 | 業 立 | 地課 |
| その他 | の団体に協調し | ている制度 | | | | | | | | | | | | | |
| 機 械 設 備 援 | 石川県鉄工機電協 延払機械設備貸与資 | 中小企業者、協同組合等 の共同事業施設。機械金 属、電機電子工業等に使 用する設備等 | 機械貸与咨全 | 特認 | 60,000 80,000 | | 7 年以内(借入年度内) | 2.75 | 頭 金 10 % | 2名以上 | 石川県鉄工機電協会 | 石川県鉄工機電協会 | 石川県 | 佚工機 管 | 電協会 |
| 【問 | - 合せ先】 ^小 小 | 公市商工振興課 公市下水道普及促進課 公市都市計画課 公市道路課 | 0761 - 2 0761 - 2 0761 - 2 | 24 – 24 – | 8097 小 8099 小 | | | 0761 - | - 24 – 80 - 20 – 27 - 24 – 80 | '08 ⁷)79 ⁷ | 小松商工会議所 石川県経営支援 石川県産業立地記 北陸労働金庫 | | 225 225 | - 15 - 15 | 522 517 |

(社)石川県鉄工機電協会 076-268-0121

能美市融資制度一覧表(商工観光課)

平成17年4月1日現在 ※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

| Г | 41 | | | | | | | | | | 36 A LL. | | 融 資 🦸 | ← 件 | | | 補助·助成·奨励別 | (=13 = 3 -1-3 |
|----------|---------|--------------|-----------------|----------|-------------|---|--------------|--------------|-------------------|-------------------|----------------|--|--|------------------------------|---|--------------------|----------------------------------|--|
| | 制 | J | 度 | 名 | | 融 | 資 | 文 | र्ज | 象 | 資金使途 | 限度額(千円) | | 利率(年)% | 担保·保証人 | 取扱金融機関等 | 利率 | (融資)申込先 |
| | 中季 | · 小 | \ 資 st | 企金融 | 本 | 市内に事業所を を営んでいる市 6/1~8/31、冬 | 税を完約 | 的した『 | 卜小企業 | 営者で夏季分は | 夏季·年末 の運転資金 | 5,000 | 6 ヶ月以内 夏季は6/1~8/31まで取扱う 冬季は11/1~12/31まで取扱う | 1.65%(年) | 金融機関所定の扱い | 北國·北陸銀行 鶴来·金沢信金 | 利子補給補助金 融資額の1/7相当額 に利子補給 | 金融機関に各商 工会の認定書を 添付して直接申 込む |
| 紹 | 商特 | 工言 | 会育 | 事 年 融 | 마) | 商工会青年部員 の参加率が50% であること | | | | | 事業資金 | 2,000 | 3カ年 部員資格喪失のときは 一括返済 | 2.9%(年) | 金融機関所定の扱い | 北國·北陸銀行 鶴来·金沢信金 | 利子補給補助金 融資額の1/3相当額 に利子補給 | 金融機関に直接 申込む |
| 営安定 | 商資 | i工第 i 金 ! | 業不 特 5 | 況対 削融 | 策資 | 長期にわたる不 内に住所・事務 する企業で最近 の同期に比して 者 | 所を有 3ヶ月 | し1年以 間の平5 | 上同一 均売上額 | の事業を経営 質が前~3年前 | 運転資金 | 10,000 | 7カ年(2年) | 2.1%(年) 付保の場合は1.6% (年) | 金融機関所定の扱いかつ市税の滞納のない者 | 北國·北陸銀行 鶴来·金沢信金 | 利子補給補助金 融資額の1/3相当額 に利子補給 | 融資委員会に各 商工会の認定書 を添付し借入申 込書を提出 |
| 接 | | 定定 | 業 資 3 | 経金融 | 四次 | 市内に住所・営 を引き続き1年 適格と認めた者 | 以上経' | 有する商 営し、1 | 新工業者 融資委員 | で同一の事業 員会が審査し、 | 事業資金 | 8,000: 運転資金 10,000: 設備資金 | 5カ年以内(1年) 7カ年以内(1年) | 3.0%(年) :固定 | 保証人は原則2名 (借入者及び保証人 は市税に滞納のない 者に限る) | 北國·北陸銀行 鶴来·金沢信金 | 利子補給補助金 融資額の1/5相当額 に利子補給 | 融資委員会に各 商工会を経由し 必要書類を添付 し申込む |
| | 商緊 | 急 | 工 支 ź | 爰 融 | 業資 | 経済環境の変化 が前年同期に比 事業所を有し1: 業とその組合 | して減 | 少した | 、市内 | こ主な事務所、 | 事業資金 | 10,000 | 5カ年(1年) | 2.1%(年) | 金融機関所定の扱い | 北國·北陸銀行 鶴来·金沢信金 | 利子補給補助金 融資額の1/2.5相当額 に利子補給 | 融資委員会に各 商工会を経由し 必要書類を添付 し申込む |
| 特 | | 宅建 | 設資 | 金融 | 資 | 市内に在住する 家を市内で新築 り受けようとす | (購入) | 又は増乳 | た、及て | | 住宅資金 | 5,000 (新築)、 2,000 (増築) 公営住宅の譲受者は 譲受金額の50%以内 | 20カ年 | 変動金利 (実行時長期プライムレート) | 担保:有 保証人:2名以上 | 市内金融機関 | 利子補給補助金 融資額の1/4相当額 に利子補給 | 商工観光課へ申 込書を提出 |
| | 到額 | 光 | 施記 | 殳 整 融 | 1佣 | 1年以上同一の ³ とした設備を有 観光開発の施策 | し、過 | 去3年間 | 間市税を | 完納し、市の | 事業資金 | 250,000 | 5カ年(1年) | 5.0%(年) | 金融機関所定の取扱い 石川県信用保証協会 保証:金融機関の付 保申し出による | 市内金融機関 | 利子補給補助金 融資額の1/5相当額 に利子補給 | 市長の認定証を 添付し、取扱金 融機関へ申込む |
| 接 | ر ال | , 名 :営安 | う [定資 | 焼 資金融 | 業資 | 市内で1年以上 営の安定に支障 (九谷焼上絵協「 る) | があり、 | 市税 | ・完納し | ている者 | 事業資金 | 協同組合:20,000 組 合 員: 1,000 | 5カ年(2ヵ月) | 2.1%(年) | 担保:組合及び金融 機関所定の取扱い 保証人:組合役員全 員 | 市内金融機関 | 利子補給補助金 融資額の1/3相当額 に利子補給 | 市長の承認証を 添付し、取扱金 融機関へ提出 |
| 党鱼 | ; 小 | 労者 | 皆生 資 含 | 活安金融 | 定資 | 市内に1年以上 勤務し、市税を | 居住し、 完納し、 | かつ同 ていて、 | 同一事業 扶養者 | 所に引き続き fを有する者 | 生活資金 | 1,000 | 3カ年 | 2.9%(年) | 保証人: 金融機関所 定の保証 | 北陸労働金庫 | 利子補給補助金 預託原資相当分× 利子補給率 | 北陸労働金庫に 直接申込む |
| 関係 |] | 労者 | 皆育 | 児休 融 | 業資 | 育児・介護休業制 育児休業中で、 育児休業に係る 力を有する連帯 | 期間終 他の公的 | 了後に行 的資金で | 复職する と利用も | ことが確実で せずかつ償還能 | 生活資金 | 1,000 | 5カ年(1年) 3カ年(1年)※ ※融資額が50万円以 下の場合 | 1.40%(年) | 連帯保証人は1人以上 保証料は金融機関所 定の取扱い | 北陸労働金庫 | 利子補給補助金 預託原資相当分× 利子補給率 | 北陸労働金庫に 直接申込む |

県内各市の融資制度(能美市)

能美市補助・助成・奨励制度一覧表(商工観光課)

| | 制度 | : 名 | 補助·助成·奨励対象 | 資金使途 | | 助・助成・ | 奨 励 条 件 | 補助・助成・奨励別算定方法 | 申込先 |
|----------|-------------|---------------------------|--|------------|--|------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|
| | | | | | 限度額(千円) | 交付期間 | 関連する制度・融資等 | | |
| | 公 衆施設整 | 浴 場質備資金 | 普通公衆浴場経営者で環境衛生金融公庫から施設整 備資金の貸付を受けた者 | 施設整備 資金 | 公庫法に基づく | 公庫法に基づく | 環境衛生金融公庫 | 補助金(利子補給) 支払利子の年利率1.0% | 市長へ交付申請書及 び実績報告書を提出 |
| 特定 | 公衆浴改善 | 浴場施設事業費 | | 設備資金 | 風呂釜(基本額 1,500) ろ過機(基本額 750) 温水器(基本額 600) | | | 補助金 施設改善事業費の1/3か 基本額の1/3の少ない額 | 市長へ交付申請 書及び実績報告 書を提出 |
| 目的 | 環境保 | 全資金 | 市内で1年以上同一の事業を経営し、自己資金での 公害防止施設の設置又は改善が困難な市税の滞納の ない中小企業経営者が借入を行った場合 | 設備資金 | 500 | 資金の貸付を受けた 日から5カ年 | | 補助金(利子補給) 貸付金の支払利子の年利率1.0% | 市長へ交付申請 書及び実績報告 書を提出 |
| 事業 | | 準化機構 E取得支援 | ISO9000と14000の品質・環境システムで審査登録 機関に認証登録を受けた市内に事務所のある企業 | 設備資金 | 500 | | | 補助金 1件50万円(審査登録料) | 市長へ交付申請書及び 登録証のコピーを提出 |
| 支援 | 九谷烷定着化 | 接継者 支援資金 | 九谷上絵協同組合、県九谷窯元協同組合とその他 で市長が認定する者で県立九谷焼技術研修所卒業生 (原則として新卒)を新たに雇用する九谷焼製造者 | 事業資金 | 30 (月額) | 最初の給与支払月か ら2年間 | | 補助金 支払給与の1/4の額 | 市長へ交付申請 書及び実績報告 書を提出 |
| | 温泉環境保 | 利 用会全資金 | 市内において温泉旅館業を営み、かつ、能美市公共 下水道に下水道を接続している者のうち、市長が認 めた者 | 事業資金 | 当該年度の 入湯税の1/2 | | | 助成金 当該年度下水道使用料の1/2の額 | 市長へ請求書を提出 |
| 労働関係 | 中高年職業訓 | 善齢 者 等 練奨励金 | 公共職業訓練施設に入校を許可された日まで市内に 1年以上居住する45~65才までの者か身体障害者 手帳か療育手帳か精神障害者手帳を所持する者 | 生活資金 | 50 (訓練期間6~12ヶ月未満) 100 (訓練期間12ヶ月以上) | | | 奨励金 5万円・10万円(訓練期間により異なる) | 市長へ交付申請書を提出 |
| 経安定支援 | 1 | 支 援 策助成金 | 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で能美市内の各融資委員会で借入承認のあった石川県経営安定支援融資資金(一般分)を利用した者 | 運転資金 | | | 石川県(経営安定支援融資一般分) | 補助金(利子補給) 当該年度借入残高額の年率0.5%相当 額 | 市長へ交付申請 書及び商工会の 認定書を提出 |
| 機械設備貸与支援 | 投資促(鉄工機管 | 業 設 備進助成金電協会延払 遺与資金) | 市内で1年以上同一事業を営んでおり社会法人石川 県鉄工機電協会の延払いによる機械設備貸与制度の 設備貸与を受ける市税に滞納がない者 | 設備資金 | 500 (1企業につき1年度) | | 鉄工機電協会の延払いによる 機械設備貸与 | 助成金 貸与利率1%相当額 | 市長へ交付申請 書及び商工会の 認定書を提出 |
| 構造改革支援 | 地域活性 (石川県構造 | 商 工 業 化 資 金 改革支援資金) | 市内に事業所を有し、事業を営む中小企業者及びその 組合と小売販売業者で石川県地域商工業活性化融資制 度の一般分又は企業活性化分の融資を受けている者 | 事業資金 | 1,000 | 一般分:3ヵ年 企業活性化支援分:5年 | 石川県(地域商工業活性化制度一般分) 〃 (企業活性化分) | 補助金(利子補給) 支払利子の年利率1.0% | 市長へ交付申請 書及び実績報告 書を提出 |
| 近代 | 小 売 近 代 | 商 業 化 支 援 | 食糧、衣料、日用、文化、身の回り、この他に市長の 定めるもので小売販売業を営み、施設及び設備の改善 の投資額が300万円以上となる中小商店とその組合 | 事業資金 | 700 | 工事が完了した当該 年度 | | 補助金 投資金額の5%分 (投資額300万円以上) | 市長へ交付申請 書及び実績報告 書を提出 |
| 近代化支援 | 商店街商店近 | 〕並 び に 代化資金 | 小売商業近代化支援と同じ対象の小売販売業で、店舗改装(内部のみの改装も含む)店内備品、駐車場アーケード、商店街の共同施設の他に市長が商店経営の近代、合理化に特に必要と認めたもの | 事業資金 | | 資金の貸付を受けた 日から3カ年 | 石川県(小口事業資金融資制度) | 補助金(利子補給) 支払利子の年利率1.0% | 市長へ交付申請 書及び実績報告 書を提出 |
| 活性化支援 | | 5性化支援 | 新たに空き店舗を小売業、飲食又はサービス業の店舗として長期的活用する事業か商店街のイメージアップにつながるイベントや環境整備事業等を行おうとする中小小売業者とその団体 | 事業資金 | 第3条第1号: 2,000 第3条第2号(イベント): 600 第3条第2号(環境整備): 1,000 | | | 補助金 事業対象経費の1/2 | 市長へ交付申請 書及び実績報告 書を提出 |
| 信用保証料支援 | 商工資金信(石川県 | 業振興 開保証 制度資金) | 市内で1年以上同一事業を営んでおり、石川県制度 資金(小口事業資金)を借り受けようとする市税を完 納した個人又は法人の中小企業者 | 事業資金 | 事業者負担金額 借り換えの場合は借 換前と後の差額 | | 石川県(石川県小口事業資金) | 補助金:借入金保証料に対する事業者 負担分を全額一括補助、借換は差額 | 各商工会が毎月 ごとに請求書を 市長に提出 |
| 金融円滑化支援 | 能美市 (利子 | 制度資金 | 金融機関:上記能美市融資制度で融資を行った場合 (助成・奨励金は除く) | | | | | 補助金(利子補給) 各制度毎に算定 | 市長へ交付申請書及 び実績報告書を提出 |

【問合せ先】 商工観光課 能美市中町子88(根上庁舎) 電話 0761-55-8509 Email:shoukou@city.nomi.lg.jp

白山市商工労働金融融資制度一覧表

平成17年4月1日現在 ※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

| 制度名 | 融資対象 | 資金使途 | | 融資条 | 件 | | | 融資申込先 |
|------------------------|---|--|---|---|---------------------------|--|----------|--|
| 門 反 1口 | 関 | 貝亚仗处 | 限度額 | 返 済 期 間 | 利率 | 返済方法 | 担保·保証人 | (個具中心儿 |
| 中小企業経営安定資金 | 商工会議所及び商工会の会員又は各々が実施 する経営指導を受けている中小企業者及び当 該中小企業者を構成員とする団体 | (事業資金) 事業経営の安定及び合理化 | (運転資金) 1,500 万円以内 (設備資金) 2,000 万円以内 (特認) 3,500 万円以内 | (運転資金) 7年以内 (据置期間1年以内) (設備資金) 10年以内 (据置期間2年以内) | 年1.60% | 元金均等 月賦償還 | 金融機関の取扱い | (商工会議所、商工会) 会頭又は会長の認定書を添 えて取扱金融機関 |
| 企業体質改善資金 | 市内に工場又は事業所(製造業)を有し、1年 以上引き続き同一の事業を営む中小企業者及 び当該中小企業者を構成員とする団体 | (設備資金) 機械設備の購入又は生産 設備の建設 | 2,000万円以内 (総事業費の3/4以内) | 10年以内 (据置期間2年以内) | 年1.60% | 元金均等 月賦償還 | 金融機関の取扱い | (市商業振興課又は 各支所商工観光課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関 |
| 店舗近代化資金 | 商工会議所及び商工会の会員又は各々が実施 する経営指導を受けている中小企業者(卸売 業、小売業及びサービス業) | (設備資金) 店舗の新築、改築、増築 及び店内施設の設置並び に顧客用駐車場(用地取 得費は除く)の整備 | 2,000 万円以内 | 10年以内 (据置期間2年以内) | 年1.40% | 元金均等 月賦償還 | 金融機関の取扱い | (商工会議所、商工会) 会頭又は会長の認定書を添 えて取扱金融機関 |
| 中 小 企 業特別支援融資資金 | 商工会議所及び商工会の会員又は各々が実施する経営指導を受けている中小企業者及び当該中小企業者を構成員とする団体で最近3ヵ月又は6ヵ月の売上が前年又は2、3年前の同期に比較して減少しているもの | (運転資金) 経営の安定及び経営基盤 の強化 | 1,500万円以内 | 7年以内 (据置期間1年以内) | 年1.20% | 元金均等 月賦償還 | 金融機関の取扱い | (商工会議所、商工会) 会頭又は会長の認定書を添 えて取扱金融機関 |
| 中小企業季節資金 | 市内において引き続き1年以上同一の事業を 営んでいる中小企業者 | (運転資金) 夏季及び年末年始の資金 需要 | 500 万円以内 | 6ケ月以内 | 年1.65% | 元金均等月賦償還 | 金融機関の取扱い | (取扱金融機関) 申込期間 夏 季 6/15~8/31 年末年始 11/1~12/30 |
| 中小企業創業者支援融資資金 | ①信用保証協会の保証対象となる業種の中小企業を市内で創業するために具体的な計画を有する者 ②中小企業を市内に創業して1年に満たない者上記のいずれかに該当し、商工会議所又は商工会の実施する創業者支援定期セミナー又は個別指導を受け自己資金を有する者 | (事業資金) 開業に必要な資金 | 1,000 万円以内 | 10年以内 (据置期間2年以内) | 年1.40% 45歳以上 年1.20% | 元金均等 月賦償還 | 金融機関の取扱い | (市商業振興課又は 各支所商工観光課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関 |
| 誘致工場建設資金(一般分) | 市における工場立地の促進に関する条例第3 条に定める企業又は市長が特に認める企業の 代表者 | (設備資金) 基準内用地の取得費又は 基準内工場の新設若しく は増設 | 5億円以内 (総事業費の2/3以内) | 10年以内 (据置期間2年以内) | 年1.70% | 元金均等 月賦償還 | 金融機関の取扱い | (市工業振興課又は 各支所商工観光課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関 |
| 勤労者小口資金 | 引き続き1年以上市内に居住し、同一事業所 に1年以上勤務する者 | (生活資金) 生活の維持・向上に必要 な資金全般 | 1人 100万円 | 3年以内 | 年2.55% | 元金又は 元利均等 月賦償還 | 金融機関の取扱い | (取扱金融機関) |
| 勤 労 者 育 児 休業 等 生 活 資 金 | 市内に居住し、育児休業を取得中又は取得しようとする者で、育児休業期間終了後、復職することが確実な者であり市税を完納し、育児休業に係る他の公的融資制度を利用していない者 | (生活資金) 育児休業取得期間中に必 要とする生活資金 | 1人 100万円 | 5年以内 ※但し借入額が50万円以 下の場合は3年以内 | 年1.05% | 元利均等 月賦償還 又は元利均等 月賦・半年賦 併用償還 | 金融機関の取扱い | (市工業振興課又は 各支所商工観光課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関 |

【**問合せ先**】 白山市商業振興課 076-274-9542 工業振興課 076-274-9543

平成17年4月1日現在

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

| | Т | | | | | | | | | | | ካ | 容 | | |
|--------|----------|--|--|-------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|--|---|--|---|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|--|--------------------------------------|
| | | | 制 | 度 | 名 | | ご融資対象事業等 | ご融資対象者 | で融資額限度(千円) | で返済期間 | 返済方法 | 利率 | 担保、連帯保証人 | 取扱金融機関等 | ご融資申込・受付先 |
| 産業 | - 1 | _ | | 般 | | 分 | 店舗、事務所、その他の事業所、 従業員のための福利厚生施設の 新設および増設ならびに機械設備 その他の関連設備の設置の事業 | 中小企業者および組合 | 1事業 100,000 (総事業費の 3/4 以内) | 13 年以内 土地付 15 年以内 (ほかに 1 年以内据置) | | 低 利固定金利 | 金融機関の定 | 商 工 中 金 鶴来信用金庫 北 國 銀 行 石動信用金庫 北 陸 銀 行 金沢中央信用組合 福 井 銀 行 大野信用組合 | 随時 金沢市商業振興課 |
| 産業振興資金 | 4 | 寺 | | 別 | | 分 | ホテル、旅館、料亭および共同施設 の新設および増設ならびに機械設備 その他の関連設備の設置の事業 | 中小企業者 および組合 | 1 事業 100,000 特に必要と認められる場合は 200,000 (同 上) | 13 年以内 土地付 15 年以内 (同 上) | 元金均等 償 還 | | カスレースに | 富山第一銀行 石川県医師信用組合福 邦 銀 行 三 井 住 友 銀金沢信用金庫 みずほ銀 行 北陸信用金庫のと共栄信用金庫 興能信用金庫 | TEL 076 (220) 2204 |
| 312 | | 公 [2] | 多 | 5 院 | 資 | 金 | 事業所から発生する公害を防除す るための施設の設置および土壌汚 染対策の事業 | 中小企業者 | 1事業 100,000 (総事業費の9/10以内) | 10 年以内 (同 上) | | | | | 金沢市環境保全課 TEL 076(234)5122 |
| | 1 | 企業 | を 業 立 地 促 進 資 金 特定事業所、高度技術工場および 特定地区内の工場の新設、増設ま たは取得の事業 | | 企 業 者 (製造業など) | 1 事業 500,000 (総事業費の 3/4 以内) | 15 年以内 (ほかに 1 年以内据置) | | | | 産業振興資金に同じ (石川県医師信用組合を除く) | | | | |
| 特定 | | 中 心生 化 | 二 | 美 | 美資 | 金 | 中心市街地への出店および市街地 再開発ビルへの出店のために必要 な事業 | 事業認定を受けた 中小企業者および組合 (小売業、一般飲食店など) | 1 事業 1 組合 100,000 | 13 年以内 土地付 15 年以内 (同 上) | 元金均等 | | 金融機関の定めるところに | 産業振興資金に同じ | 随 時 金沢市商業振興課 |
| 特定設備資金 | Ĭ | 中小: 資 | 企業 | 情報 | 银化 扌 | 生進 金 | 企業の情報化に必要な事業 | 事業認定を受けた 中小企業者および組合 | 1 事業 1 組合 20,000 | 10 年以内 (1 年以内据置含む) | 同上 | | よります | | TEL 076 (220) 2204 |
| 金 | f. | 伝統工芸品の製作作業所の新築、 改築(改装を含む)および増築 ならびに機械設備の設置の事業 | | 伝統産業従事者 | 1事業 20,000 (総事業費の 3/4 以内) | 10 年以内 (同 上) | | | | 産業振興資金に同じ (石川県医師信用組合を除く) | | | | | |
| | 桥 | 幾械工 | 業構造 (機 | 造改善 械貸- | 事業貸 | 付金 | 市内の中小企業を中心に鉄工業界 の構造改善を図る | 中小企業者 | 1 事業 (特) 60,000 80,000 | 7 年以内 (同 上) | 貸付の翌年度 から均等償還 | | 無担保、2名以上 (完済後に機械の 所有権移転) | (社) 石川県鉄工機電協会 | (社)石川県鉄工機電協会 TEL 076(268)0121 |
| | _ | 中小1 | 企業技 | 振興 | 特別道 | 資金 | 長期事業資金を融資し、経営の安 定を図る | 中小企業者 および組合 | 1 事業 1 組合 40,000 | 7年以内 (2年以内据置含む) | | | 金融機関の定 めるところに よります | | |
| | § | 緊急網 セー | 圣営: フテ | 安定 ィネ | 特別i ットi | 資金 (金) | 経営安定関連保証(信用保険法第2 条第3項第1~8号)の信用保証を 受けて、経営の安定を図る | 経営安定関連保証 (1~8号)の信用保証を 受ける中小企業者 および組合 | 1 事業 1 組合 50,000 | 運転7年以内 (1年以内据置含む) 設備10年以内 (1年以内据置含む) | 元金均等 償 還 | | 金融機関の定 めるところに よります (信用保証必須) | 産業振興資金に同じ | 随 時 取扱金融機関 |
| 経営安定資金 | 3 | 中 小支 | 企援 | 業 | 創業資 | 者金 | 創業のため若しくは、創業後経営 の安定に必要な事業資金 | 創業を図り又は 創業して1年未満の 中小企業者 | 1企業 20,000 | 6年以内 (6ヵ月以内据置含む) | | 同上 | 金融機関の定めるところに | | |
| 定資金 | 2 | 季 | 節 | | 資 | 金 | 季節的資金需要に対する融資の 円滑化を図る | 中小企業者 および組合 | 1 企業 1 組合 10,000 | 6ヵ月以内 | 分 割または一括 | | よります | | 夏季資金 6月~ 8月 年末資金11月~12月 取扱金融機関 |
| | | 」、 | _ 谷 全 | 道儿 | · 🗆 | 認分 | 小規模事業者の融資の円滑化を促進 するため追認保証により融資する | 従業員 40名以内 (商業サービス業10名以内) の中小企業者 | 1 企業 15,000 | 運転5年以内 (1年以内据置含む) 設備7年以内 (1年以内据置含む) | 元金均等 償 還 | | 無担保・1名以上 (信用保証必須) | 産業振興資金に同じほか イオ信用組合 | 随 時 金沢商工会議所 TEL 076 (263) 1161 |
| | = | 事業資金 当 座貸 越 分 | 座 分 | 小規模事業者の融資の迅速化を促進 するため当座貸越により融資する | 追認小口分利用者の うち一定の財務要件 を充たす中小企業者 | 1企業 5,000 (追認小口分の内枠) | 2 年以内 | 随時または約定 | 低 利 変動金利 (別紙) | (III/II PRIIII 20 /24/ | T A BAZIDZBA EL | 森本商工会 TEL 076 (258) 0276 | | | |

金沢市中小企業金融制度一覧表

県内各市の融資制度(かほく市・羽咋市)

平成 17年度 かほく市商工業振興制度の概要

1 商工業振興助成制度

工場適地等において用地を取得し、工場等の新設又は増設にかかる投資額の5%(上限1億円)を助成。

助成要件

・取得用地 1.500 平方メートル以上

・投資額5.000万円以上

·常時雇用従業員5人以上

・取得から3年以内に操業すること

2. 国際標準化機構規格認証(ISO)取得支援制度

ISO9000 又は 14000 シリーズの認証取得にかかる審査登録料に対し 50万円を上限に助成。ただし事業者につき 1回。

3. 中小企業新製品開発等奨励制度

石川県中小企業技術交流展・機械工業見本市(MEX 金沢)・いしかわ情報システムフェア(e-messe kanazawa) に出展し、一定の技術的評価を受けた製品に対し奨励金を交付する。

【問い合わせ先】

かほく市 産業建設部 商工観光課 TEL 076 - 281 - 3922

平成 17年度 羽咋市経営支援融資および同利子補給金制度のご案内

中小企業者に企業の経営安定と振興のため、事業資金の融資をおすすめします。

〈ご利用いただける方〉

①融資対象者

羽咋市内に事業所を有し、原則として、1年以上継続して同一の事業を営んでいる方

②利子補給対象者

経営支援融資を受けられた方で、最近3カ月間の平均売上(生産)額が前年同期の月平均売上(生産)額に比して10%以上又は6カ月平均5%以上減少している方

〈ご融資額〉 運転資金 1,000万円以内

設備資金 1,500 万円以内

〈融資期限〉 運転資金 5年以内(据置1年以内)

設備資金 7年以内(据置1年以内)

〈融資利率〉 年 1.68 % (平成 17 年 4 月 1 日から適用)

融資額の1%以内

〈担保保証人〉 取扱い金融機関所定による。

〈信用保証〉 取扱い金融機関所定による。 〈返済方法〉 元金均等返済

〈申込期間〉 平成18年3月31日まで

〈受付窓口〉

〈利子補給額〉

- 1、申し込み受付窓口は、取扱金融機関です。
- 2、申し込み用紙等は、市商工観光課・商工会及び取扱金融機関の窓口にあります。
- 3、申し込み用紙の記載要領は、市または商工会の窓口でもご相談に応じます。
- 4、その他、次の書類等が必要となります。
 - (イ) 最近の決算書あるいは営業報告書(直近のもの)
 - (ロ) 印鑑証明 (3カ月以内)
 - (ハ) 住民票又は登記簿抄本(法人)
 - (二) 利子補給金を受けようとする方は、売上(生産)額が減少していることを証するもの
 - (ホ) その他金融機関所定の書類

〈取扱金融機関〉 ◎北國銀行羽咋支店 ◎興能信用金庫羽咋支店

◎北陸銀行羽咋支店 ◎のと共栄信用金庫羽咋支店

【問い合わせ先】

羽咋市商工観光課 TEL 0767 - 22 - 1118

平成17年4月1日現在 ※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

| | 融資制度名 | Eth. | 3 | 欠 | | | 資金使途 | 融資内容 | | | | | | | | | | | | |
|----------|-------|------------|-------------|--|-------------|-------------------------------|-------------|--------------------|--------|--------------|------------------|-------------------------|--|---------------------|------------|----------------------|----------------------------------|---------------------|----------------------------|------------------------------------|
| | 一門] | 貝 | 刑力 | 5 石 | | 融 |] | 資 | 対 | 象 | | 貝壶伊述 | 限度額(千円) | 貸付(据置)期間 | 利率 | 返済方法 | 担保 | 保証人 | 指定金融機関 | 問合せ先 |
| 追 | | | 口事 | 事業資 | | 市内に事業所 | | | | | | 運転資金 | 15,000 | 運転 5年以内 | 1.60% | 月賦償還 | 要せず | 1名以上 | | |
| | 特 | 5 | 引 | 小 | | に規定する中へ | | | 1.正本 | 坐平仏オ | 72 水州195 | 設備資金 | 12,500 | 設備 7年以内 | (保証料 0.5%) | 一括償還 | <i>y</i> ∈ <i>y</i> | 要せず | 北 國 銀 行 北 隆 銀 行 | 左記指定金融機関 |
| | 店 | 舗 | 改制 | 装 資 | 金 | 市内に引続き 者(資本の額又 員が50人以下。 | くは出資 。) | の総 | 額が5,0 | 000万円 | 以下。従業 | 店舗増改築 店内の改装 駐車場設置 | | | | | | | | |
| | 観 | 光旅 | 色設勢 | 市内に旅館施設を有する者。土産品の製造販売を1 記設整備資金 中以上営む者(資本の額又は出資の総額が5,000万円 以下。従業員が100人以下。) | | 観光施設の 整 備 改 善 | 5,000 | 7年以内 (12ヶ月限度据置) | 1.60% | 月賦償還 | 要せず(付保の場合は指 | | 富山第一銀行 のと共栄信用金庫 興能信用金庫 | 七尾市産業部商工観光課七尾商工会議所 | | | | | | |
| | 機近 | 代 | 械 : 化 | 設資 | 畑 | 市内に引続き 本の額又は出 人以下。) | 1年以_ 資の総 | 上同一 :額が1 | の事業億円以 | ἔを営む 以下。従 | 工業者 (資 業員が300 | 機 械 器 具 装置の購入 | | | | | 定金融機関の取扱 いによる) | | | |
| 中小 | 経 | 営 | 安足 | 定資 | | 市内に住所・ 一事業を営む する中小企業者 | 者(中小 | | | | | 運転資金 | 5,000 | 5年以内 (12ヶ月限度据置) | 1.60% | 月賦償還 一括償還 | | | | |
| 企業 | | 井 誤 | t 同 | 施資 | | 事業協同組合、 振興組合、環境 | | | | | | | | 10年以内 (12ヶ月限度据置) | 1.60% | 月賦償還半年賦償還 | 商工中金の取扱い による | 商工中金の 取扱いによ る | 商工中金 | 商工中金金沢支店 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所 |
| 振興 | 高 | ı # | 場集 | 団化工 化 資 | 場金 | 事業協同組合、 合 | 、事業 | 協同小 | 組合、 | 企業組 | 合、協業組 | 工業団地の 造成、共同 工場の建設 | | | | | | | | |
| 資金 | 度化資 | . 位 | 夏 | 舗化資 | 等 金 | 事業協同組合、 総額が1,000万 | | | | | | 卸売団地の 造成 | 30,000 | | | | | | | |
| | 金 | . 控 | 5 丘代 | 店 化資 | 街金 | 事業協同組合、 振興組合 | 、事業 | 共同小 | 組合、 | 商工組 | 合、商店街 | 商店街の環境整備 | | | | | | | | |
| | | 小 | 売商 | 第業店 化 資 | 舗金 | 事業協同組合、 よる会社 | 、事業 | 共同小 | 組合、 | 中小小 | 売商業者に | スーパーマーケット等の共同設立 | | | | | | | | |
| | 辺 | 地盾 | 産業 育 | 育成資 | | 市内に住所を 事業を営む者(| | | | | | 運転資金設備資金 | 5,000 | 5年以内 (12ヶ月限度据置) | 1.60% | 月賦償還 | 要せず (付保の場合は指定金融 機関の取扱いによる) | 1名以上 | のと共栄信用金庫 | 商工中金金沢支店 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所 |
| 延 | 払機 | 械討 | 设備貨 | 学 | 金 | 市内の中小企業の設備を県鉄二 | | | | | 改善のため | | 1企業 60,000 (特) 80,000 | 7年以内 (12ヶ月限度据置) | 0.90% | 貸付の翌 年度から 均等償還 | 無担保機械の所有 権は完済後所有権 移転 | 2名以上 | 石川県鉄工機電協会 | 石川県鉄工機電協会 |
| 観光施設整備資金 | _ | f | 般 | 事 | 未 | 市内の旅館業を引続きその事業 | 業を営ん | んでい | る者 | | | 設備資金 | 50,000 | 10年以内 (3年据置) | 1.70% | 月賦償還 | 指定金融機関の取 | 指定金融機 関の取扱い | 北國銀行、北陸銀行、 富山第一銀行、のと | 左記指定金融機関 |
| 整備資金 | 特 | 5 | 别 | 事 | | 市内の旅館業 引続きその事 域総合整備資金 | 業を営ん | んでい | る者で | であって | | 設備資金 | 300,000 | 15年以内 (3年据置) | 1.50% | 月賦償還 | 扱いによる | による | 共栄信用金庫、興能 信用金庫、商工中金 | 七尾市産業部商工観光課七尾商工会議所 |

【問合せ先】 七尾市産業部産業政策課商工係 七尾市袖ヶ江町イ部25番地 電話

電話 0767-53-8423 (直通) FAX 0767-52-7765

県内各市の融資制度(輪島市・珠洲市)

輪島市中小企業融資制度一覧

平成17年4月1日現在

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

制度名:輪島市中小企業経営安定資金(輪島市制度)

融資対象者: 輪島市内において1年以上引き続き同一の事業を営み、商工会議所会員又は経営指導を受けている

中小企業者で、市税を滞納されていない者

融資条件:

| 使途 | 融資限度額(千円) | 返済期間 | 融資利率(年) | 担保·保証人 |
|----|-------------|---------------|---------|-----------|
| 運転 | 20,000 | 5年以内(据置5ケ月以内) | | |
| 连松 | 特別融資枠 2,000 | 5年以内(据置1年以内) | 1.60%以内 | 金融機関所定の扱い |
| 設備 | 10,000 | 8年以内(据置8ケ月以内) | | |

信用保証:付保/任意保証料/有担保の場合1.25%、無担保の場合1.35%

取扱金融機関: 北國銀行、北陸銀行、興能信用金庫、富山第一銀行、のと共栄信用金庫

※利用促進策

輪島市中小企業経営安定資金の利用者は、平成14年度~16年度の新たな融資申込者(借替含む)に限り0.35%の利子補給を行っています。

【**問合せ先**】 輪島市産業経済部商工業課 0768-23-1147

珠洲市中小企業融資制度一覧

平成17年4月1日現在

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

1. 商品開発等補助金(珠洲市新商品開発等支援事業費補助金)

市内にある資源を活用した新製品開発に要する経費や製造に係る設備投資、及び市場の開拓と販路拡大をする企業者等に対し、補助金を交付するものです。

この制度は平成14年度から実施しているものであり、本年度も引き続き実施いたします。交付申請書の様式等は 商工観光課にお問合せ下さい。

| 補助対象区分 | 補助対象費用 | 補助 | 基 準 |
|--------------------|---|-------|-------|
| 開助对象区为 | 間めいる東西 | 補 助 率 | 限度額 |
| 新 商 品 等 研 究 開 発 費 | (1)新商品等研究開発費(地域産業の振興に寄与すると思慮される 新商品等の研究開発等に要する費用(当該新商品等の開発を目的に 研究等を開始してから3年以内の費用に限る。) | 1/2以内 | 100万円 |
| 新 商 品 等 生産体制整備費 | (2)新商品等生産体制整備費 (新商品等の製造に要する設備投資に 要する費用 (当該新商品等を開発してから3年以内の費用に限る。) | 1/2以内 | 100万円 |
| 新商品等販売拡大費 | (3)新商品等販売拡大費 (新商品等の販売開拓等に要する費用 (当 該新商品を開発してから3年以内の費用に限る。) | 1/2以内 | 100万円 |

2. 特産品コンクール(珠洲市新特産品コンクール顕彰事業)

新しい産業の創出や地域振興と活性化のために、従来の分野に加え新しいものづくりを推進することが不可欠であることから、新特産品をみいだすために試作品のコンクールを行い、広く市民からのアイデアを募集するものです。

| 審査方法 | 珠洲市新商品等開発審査会において審査し決定する。 |
|-------|---------------------------|
| 顕彰の方法 | 審査会の会長がその功績を記した賞状及び副賞を贈る。 |
| 顕彰の時期 | 年1回実施する。 |

【補助制度等についての問い合わせ先】

珠洲市商工観光課 電話 0768-82-7776 FAX 0768-82-5220 E-mail syoukou@city.suzu.ishikawa.jp

平成 17年度 表彰式並びに 第 50 回 中央会通常総会開催される

本会の平成17年度表彰式並びに第50回通常総会が去る5月24日(火)の午後4時より石川県地場産業振興センター新館コンベンションホールにおいて挙行されました。

当日は、会員382名(委任状出席を含む)が出席し、来賓として石川県知事谷本正憲氏、石川県市長会会長山出 保氏をはじめ、市、商工団体等の関係機関から多数が出席され、盛大にとり行われました。

総会は、五嶋中央会会長挨拶の後、大橋昌寛副会長が議長に選任され、第一号議案「平成 16 年度事業報告、収支決算、貸借対照表、損益計算書、財産目録、剰余金処分(案)並びに平成 16 年度特別会計事業報告及び収支決算承認の件」、第二号議案「平成 17 年度事業計画及び収支予算並びに特別会計事業計画及び収支予算決定の件」、第三号議案「平成 17 年度会員の会費賦課基準並びにその徴収方法決定の件」、第四号議案「平成 17 年度借入金残高最高限度額決定の件」、第五号議案「役員選任の件」の五議案が上程され、すべて原案どおり可決承認決定されました。

第5号議案の役員選任について、本会の役員は、昨年の通常総会において改選され、その任期 は平成18年5月28日迄となっており本来、本年度は改選期ではありませんが、一部組合において理 事長の交替があり、本会に対し変更の申し入れがあったため、今総会で下記の6名の方々が理事6 名として補充選任がなされました。

| 理事 | 北陸鉄工協同組合 |
|----|----------|

小松鉄工機器協同組合

石川県青果食品商業協同組合連合会

石川県パン協同組合

輪島漆器商工業協同組合

石川県貨物運送協同組合連合会

高 林 健 一

板 尾 昭 栄

村 端 儀 一

中島健次

岡垣昌典

山田秀一

(敬称略)

総会に先立ち、中央会表彰式が挙行され、永年業界の振興発展に尽くされました役員並びに他の模範となる優良組合及び組合運営の礎となっている組合従業員にそれぞれ石川県知事表彰(優良組合10組合、組合功労者26名、優良専従職員3名)、石川県中央会会長表彰(優良組合8組合功労者49名、優良専従職員12名)及び西川記念賞表彰(2組合)が授与されました。



表彰式風景



総会風景

中央会表彰式 受賞の方々

平成17年度中央会表彰式にて表彰されました、優良組合・組合功労者・優良専従職員の 方々です。おめでとうございました。今後、益々のご活躍をお祈り申し上げます。

石川県知事表彰

《優良組合》

(組合名)

日野車体金沢協同組合 石川県鉄屑加工処理工業協同組合 石川県青鮮食料輸送協同組合協同組合のと建築企画 石川県機器鈑金協同組合 金沢美術表装協同組合 (組合名)

石川県牛首紬生産振興協同組合松 任 緑 化 建 設 協 同 組 合松 任 市 商 業 振 興 協 同 組 合羽 咋 市 管 工 事 協 同 組 合

(組合設立年次順)

(敬称略)

《組合功労者》

(氏 名) (組合名)

渡 辺 勇二郎 加賀市織物協同組合 曹 鶴 賀 石川県箔商工業協同組合 佐 藤 弘 行 石川県自転車軽自動車事業協同組合 喜 楽 俊 信 石川県石油販売協同組合 越 森 勝 治 石川県漁網網工業協同組合 寺 井 金 +: 山中温泉旅館協同組合 浦 紀 男 石川県農業機械商業協同組合 渡 辺 英 夫 石川県農業機械商業協同組合 白 Ш 弘 石川県畳商工組合 小 林 孝 住吉工業協同組合 中 野 悠 金沢市建築板金協同組合 治 塚 林 雄 小松鉄工機器協同組合 徹 小松鉄工機器協同組合 Ш

小松鉄工機器協同組合

(氏 名) (組合名)

森 康 修 小松鉄工機器協同組合 吉 守 小松鉄工機器協同組合 \mathbb{H} 伸 吉 圌 正 純 石川県板金工業組合 橋 本 康 則 石川県自動車電装品整備商工組合 中 村 正 人 石川県保険薬局協同組合 塚 本 幹 雄 小松鉄工団地協同組合 竹 \mathbb{H} 信 夫 協同組合ユー・エス・ジー 越 村 灯 近江町中央小売協同組合 越 \mathbb{H} 降 幸 石川県中古自動車販売商工組合 進 向 美川町建設業協同組合 花 谷 英 智 協同組合石川中央鉄工センター 上. 康 夫 石川県表具内装協同組合 井

(組合設立年次順)

(敬称略)

武

 \mathbb{H}

純

《優良専従職員》

(氏 名) (組合名)

福 田 久 美 加賀市撚糸協同組合 太 田 智 義 石川県生コンクリート工業組合

(氏 名) (組合名)

中野清志 能登生コンクリート協同組合

(組合設立年次順)

(敬称略)

西川記念賞表彰

《優良組合》

(組合名)

互成織物工業協同組合加南トラック事業協同組合
(組合設立年次順)

(敬称略)

西川記念賞表彰の沿革

昭和31年5月、故西川外吉氏より本会への ご厚志を基とし、ご寄贈の趣旨を体して、永く これを記念して、中小企業の振興発展に多大の 業績のあった団体または個人を表彰している。

石川県中小企業団体中央会会長表彰

《優良組合》

(組合名)

うのけ商業開発協同組合協同組合金沢経営管理センターわいち商店街振興組合 石川県中古自動車部品協同組合 七尾駅前通り商店街振興組合 (組合名)

能都町商業振興協同組合トルクテキスタイル開発事業協同組合協同組合たくま石川

(組合設立年次順)

(敬称略)

《組合功労者》

(氏 名) (組合名)

新 家 利 久 加賀市織物協同組合 邂 祥太郎 小松織物工業協同組合 東 俊景 石川県九谷窯元工業協同組合 木 江 具 視 石川県箔商工業協同組合 岡 本 康 宏 石川県自転車軽自動車事業協同組合 (氏名) (組合名)

本 杉 進 伍 石川県第三機器協同組合 +中 野 沖 山代温泉旅館協同組合 F. 他津夫 加賀市撚糸協同組合 井 部 智 也 金沢市旅館ホテル協同組合 阿 Ш 栄 作 中 住吉工業協同組合

(氏 名) 草 文 夫 \prod 巖 Ш 道 上 明 孝 \equiv \mathbb{H} Ш 藤 肇 夫 加 正 行 Ш Ш 嘉 角 昭 阿 靖 部 司 喜代志 高 松 疋 \mathbb{H} 正 金 崹 祐 奥 村 昇 中 常 男 村 舛 \mathbf{H} 峰 夫 馬 場 貢 塚 喜市郎 \mathbb{H} 兼 \mathbb{H} 春 生 干 場 満 下 出 純 治

(組合名)

金沢市建築板金協同組合 金沢個人タクシー協同組合 協同組合金沢問屋センター 協同組合金沢問屋センター 協同組合金沢問屋センター 加賀江沼建設業協同組合 ひまわりチェーン商業協同組合 近江町市場商店街振興組合 協同組合アイケイケイ 協同組合アイケイケイ 協同組合アイケイケイ 横江工業協同組合 横江工業協同組合 金沢ビル商業協同組合 石川県プラスチック成型加工工業協同組合 石川県板金工業組合 石川県保険薬局協同組合 三和石油販売協同組合 三和石油販売協同組合

石川県鉄筋業協同組合

(氏 名)

森 永 正 中 充 \mathbf{H} 人 大 塚 龍 夫 男 高 \mathbb{H} __ \equiv 大 塚 博 中 初 男 竹 津 重 信 \mathbf{H} 次 中小田 権 出 \square 勝 男 辰 E 雄 西 木 毅 島 淮 南 森 岡 吉 男 宗 村 本 和 沖 弘 敏 \equiv 谷 研 \square 安 齑 \mathbb{H} 司 H. 島 修

(組合名)

松任市建設業協同組合 松任市建設業協同組合 輪島市商業協同組合 輪島市商業協同組合 輪島市商業協同組合 能登生コンクリート協同組合 加南輸送利用協同組合 石川県花商事業協同組合 協同組合日本ビジネスロードセンター 協同組合日本ビジネスロードセンター 協同組合日本ビジネスロードセンター 協同組合日本ビジネスロードセンター 協同組合プラザはつめい石川 協同組合プラザはつめい石川 協同組合プラザはつめい石川 石川県柔道整復師協同組合 石川県柔道整復師協同組合 石川県柔道整復師協同組合 石川県柔道整復師協同組合 (組合設立年次順)

(敬称略)

《優良専従職員》

(氏 名) 古 暮 子 英 松 \mathbb{H} 真知子 谷 Ш 昭 畠 中 睦 夫 岩 崎 郁 子 内 由美子 Ш 洋 西 村 子

宮

野

茂

夫

(組合名)

金沢市クリーニング協同組合 山中温泉旅館協同組合 金沢市青果食品商業協同組合 金沢市青果食品商業協同組合 金沢市青果食品商業協同組合 近江町市場冷蔵庫協同組合 石川県鉄骨工業協同組合 (氏 名)

板

橋

透

本 理 樋 有 灘 地 進 萬 砂 洋 美 松 新 美代子 板 井 末 美 (組合名)

協同組合ユー・エス・ジー協同組合ユー・エス・ジー輪島市商業協同組合石川県花商事業協同組合協同組合日本ビジネスロードセンター

(組合設立年次順) (敬称略)

平成17年度 中央会事業について

平成17年度中央会事業計画の概要は次のとおりです。

○基本方針

我が国景気は、回復基調にあると言われているが、実質 GDP 成長率が 3 四半期連続のマイナスになるなど、在庫調整や原油価格の高騰等により景気回復のテンポに減速感が見られ、踊り場的な状況にさしかかっています。

県内中小企業は地域・業種によって景気のはこう性がみられる中、総じて景気回復の兆しは見えず、受注量の減少や海外製品との競争激化等による販売価格の低下、中心商店街の衰退、地場産業の低迷等、容易ならざる状況が続いており、加えて、情報技術革新やグローバル化に伴う急激な構造変化にも直面しており、中小企業の経営環境は未だに厳しい状況にあります。

こうした中、中小企業の協同組織たる中小企業組合は解散数が設立数を上回る逆転現象がここ数年 続くなど弱体化は否めず、又、組合員の倒産・廃業による組合員の減少傾向に歯止めがかからず、経 営者の世代交代等と相まって、組合の存立基盤をもゆるがしかねない非常事態に直面しております。

中小企業組合を基盤とする中央会にとっては、今こそ全役職員が一丸となって知恵を結集し、組合強化運動に取り組み、中小企業組合が事業者にとって真に必要な組織であり、社会的にも有用かつ信頼できる組織でありえるよう総力をあげててこ入れし、その活性化に取り組むべき正念場であると認識しております。

折りしも、本年は中央会創立50年という記念の年にあたります。

50年の節目の年を迎えるにあたり、既存事業の拡充強化はもとより、中小企業を支援する3法律を整理統合した「中小企業新事業活動促進法」が新たに成立、施行されたことに伴い、これに積極的に対応、「新連携」への取り組み強化を図る等、創設の原点に立ち返り、会員団体にしっかりと軸足を置き、より高度な支援体制を構築し、組合支援活動の基本である巡回指導(訪問・対話運動)をベースに、「行動する中央会」「提案する中央会」をモットーに、これまで蓄積してきた組合をはじめとする中小企業連携組織という中小企業のネットワークを生かしつつ、中小企業組合の中核的支援機関として中小企業の振興に全力を傾注、事業の充実強化を図るとともに、以下の活動を重点として積極的な事業活動を展開していく所存であります。

○重点活動目標

- 1. 中小企業組合組織の強化と多様な事業活動の展開
 - ① 未組織中小企業者の組織化の推進
 - ② 既存組合の新事業展開等、活性化への積極的支援
 - ③ 商工組合の組織強化、業界組織の見直し・再編への支援
- 2. 中小企業組合以外の多様な連携組織への支援
- 3. 中小企業新事業活動促進法による新連携及び経営革新等への支援

- 4. IT 化推進のための積極的支援の展開
 - ① 組合を基盤とする中小企業のIT 化推進への支援
 - ② 中央会電子認証システムの普及促進
 - ③ 組合運営等における IT 化の推進
 - ④ 中央会情報発信機能の強化と IT 活用による支援機能の強化
 - (5) 情報関連各種法制度等への対応支援
- 5. 組合等を活用した雇用・労働関連事業の推進
- 6. 循環型社会の構築・安全問題等社会的課題への取り組みに対する支援
- 7. 地域産業集積活性化、ものづくり基盤強化への支援
- 8. 中小小売商業、サービス業、卸売業の育成振興及び中心市街地活性化推進等街づくりの 推進に対する支援
- 9. 下請中小企業等に対する支援
- 10. 官公需適格組合の発注機関の電子化への対応と受注機会確保の推進
- 11. 青年部及び女性部活動に対する支援
- 12. 中小企業の国際交流の推進
- 13. 中小企業の総意を政策に反映させるための中小企業活力強化集会の開催
- 14. 中小企業関係機関との連携・協力関係の強化
- 15. 中小企業施策の周知徹底及び中央会・組合活動の PR の推進
- 16. 中央会創立50周年記念事業の開催

I 中小企業連携組織対策事業

- 1. 組合等の指導事業
 - (1) 実地指導事業
 - (2) 窓口相談事業
 - (3) 指導資料の作成整備

2. 地域産業実態調査事業

- (1) 組合特定問題実態調査
 - ①中小企業労働事情実態調査
 - ②事業協同組合実態調査
- (2) 多角的連携指導強化事業
- (3) 創業支援アライアンス事業
- (4) 組合特定問題研究会
 - ①懇談会の開催
 - ②研究会の開催

3. 組合等への情報提供事業

- (1) 組合活性化情報提供事業
- (2) 資料収集加工事業
- 4. 組合指導情報整備事業
- 5. 組合情報化推進研修事業
- 6. 官公需資料作成普及事業
- 7. 中小企業団体情報連絡員の設置事業
- 8. 中小企業連携組織支援事業
 - (1) 個別専門誌同事業
 - (2) 多角的連携指導事業
 - (3) 組合情報化現地指導事業
 - (4) 組織化集中指導事業
 - (5) 講習会開催事業

Ⅱ 戦略的連携組織支援事業

- 1. 組合等への間接事業
 - ①組合新規事業創造補助金
- 2. 小規模組合支援
- 3. 人材養成事業
- 4. 地域ブランド創生事業
- 5. 組合活動戦略化モデル事業
- 6. 組合コンプライアンス事業

Ⅲ 特定指導事業

- 1. 小企業者組織化指導
 - (1) 小企業者組織化特別指導
 - (2) 小企業者組織化特別研究会への参加
 - (3) 小企業者組織化特別講習会の開催
 - (4) 組合研究集会に対する助成
 - (5) モデル組合の指定及び助成
- 2. 官公需受注対策事業
- 3. 調査研究事業

Ⅳ 協同組合等強化事業

- 1. 組織支援事業
 - (1) 組合設立支援
 - (2) 組織化強化事業
 - (3) 近代化促進事業
 - (4) 小規模組合、産地組合振興対策
 - (5) 金融支援事業
 - (6) 高度化推進事業
 - (7) 労働支援事業
 - (8) 経営改善支援事業
 - (9) 地域中小商業対策
 - (10) 共済制度推進事業
- 2. 人材養成事業

3. 調査研究事業

- (1) 調査事業
- (2) 資料刊行事業
- 4. 振興事業
 - (1) 中小企業振興事業
 - (2) 企画調整事業
 - (3) 組合等交流促進事業
 - (4) 厚生事業
- 5. 組合等経営戦略相談支援事業
- 6. 組合青年部強化支援事業
 - (1) 青年経営者能力強化事業
 - (2) 青年部連携強化事業
- 7. 協同組合国際化推進事業
- 8. 環境適応対策事業
- 9. 組合女性部強化支援事業
 - (1) 女性経営者能力開発事業
 - (2) 組合女性部連携強化事業
 - (3) 組合女性部啓蒙推進事業
- 10. 中小企業産業別新世紀支援 指針策定事業
- V 地域求職活動援助事業
- Ⅵ 65歳雇用導入プロジェクト
- Ⅵ 中小企業景況調査事業
- Ⅲ デュアルシステムコーディ ネーター配置事業
- W 中央会創立50周年記念事業

第29回 青年中央会通常総会開催される

平成17年度青年中央会通常総会が6月4日(土)午後5時からホテル日航金沢において、 来賓として石川県商工労働部経営支援課 福田涼一課長、商工組合中央金庫金沢支店 鈴木英 樹次長、石川県中小企業団体中央会 五嶋耕太郎会長、小山秀昭専務理事を迎え、89人の出 席者のもと開催されました。

総会は、小林理事の司会進行により開催、松本会長の挨拶のあと、来賓紹介及び祝辞があり、 議長に松本会長を選任し、第1号議案「平成16年度事業報告、収支決算並びに剰余金処分 (案)承認の件」、第2号議案「平成17年度事業計画並びに収支予算決定の件」、第3号議案 「平成17年度経費の賦課並びに徴収方法決定の件」の3議案が上程され、全て原案どおり承認 可決されました。

総会に引き続き、第3回ビジネス交流会、懇親交流会が行われ盛会裏に無事終了しました。 第3回ビジネス交流会では、「伝統産業における新商品開発」をテーマに、協同組合加賀友 禅染色団地青年部 専匠倶楽部によるプレゼンテーションが行われました。着物、風呂敷、ス カーフ等を天然染料を使った染色技法「草木染」により染め上げた試作品を展示、染料となる 植物の選定や発色・定着のための媒染剤の選定、それぞれの染料の採取時期や場所、染め方等 により色合いが変わること、それを活かすことが草木染の醍醐味であることなど発表していた だきました。



松本会長の挨拶



総会風景



専匠倶楽部



草木染の試作品

第 22 回 石川県中小企業団体事務局協議会通常総会開催される

平成17年度の石川県中小企業団体事務局協議会通常総会が6月14日(火)金沢都ホテルにおいて開催されました。

総会では、門前会長の挨拶のあと、議長に村田副会長を選任し、上程された4議案すべて原 案どおり承認可決されました。

また、総会終了後、株式会社金沢倶楽部 山田元一社長をお迎えし「時代の読み方」をテーマに講演会が開催され、引き続き場所を移動し交流懇親会を開宴、来賓として、石川県商工労働部経営支援課長 福田涼一氏、同 産業政策課長 菊川人吾氏、商工中金金沢支店長 小田切弘文氏、当会からは 五嶋耕太郎会長、小山秀昭専務理事、近藤保夫事務局長が招かれ、和やかな内に懇親の会を終了致しました。

⇔ 平成 17年度事業計画

- 1. 組合事務局人材養成事業
 - (1) 役職員等研修事業
 - (2) 先進事例視察研修事業
- 2. 組合運営研究事業
 - (1) 部会別研究会
 - (2) 全体研究会
- 3. 組合情報提供事業

年2回(金沢市、他)

年1回(愛知万国博覧会ほか)

年3回程度

年2回

年1回以上

⇔ 留任された会長・副会長の皆様です

会 長 門 前 重 厚 石川県プレス工業協同組合 専務理事

副 会 長 村 田 純 一 ウイング北陸綜合衣料商業協同組合 専務理事

同 関 戸 孝 協同組合金沢問屋センター 専務理事

同 能村 良 石川県総合建設業協同組合 事務局長

同 进 邦 彦 石川県撚糸工業組合 常務理事



門前会長挨拶



総会風景

第5回 中央会女性部通常総会開催される

中央会女性部の第5回目の通常総会が5月17日(火)ホテル日航金沢において、来賓として石川県中小企業団体中央会 五嶋耕太郎会長を迎え、46人の出席者のもと開催されました。

総会は、山岸淑子会長の挨拶のあと、来賓紹介があり、議長に山岸会長を選任し、第一号議案「平成16年度事業報告、収支決算並びに剰余金処分(案)承認の件」、第二号議案「平成17年度事業計画並びに収支予算決定の件」、第三号議案「平成17年度経費の賦課並びに徴収方法決定の件」の三議案が上程され、すべて原案どおり承認可決されました。

今年度、女性部では、女性部活動の更なる活発化を事業目標とし、地区別・業種別単位の研修又は単独女性部が実施する研修等への積極的な支援を行います。



山岸会長挨拶



総会風景

総会に引き続き全体研修会として、株式会社ぶどうの木 本 昌康社長より、新事業「コンフィチュール・エ・プロヴァンス」についての経緯、経営の原点や手法等について講話を頂き、参加者の興味と士気を高めました。

その後、和気藹々の雰囲気の中、昼食を兼ねての 交流会が開催されました。



本社長による講話

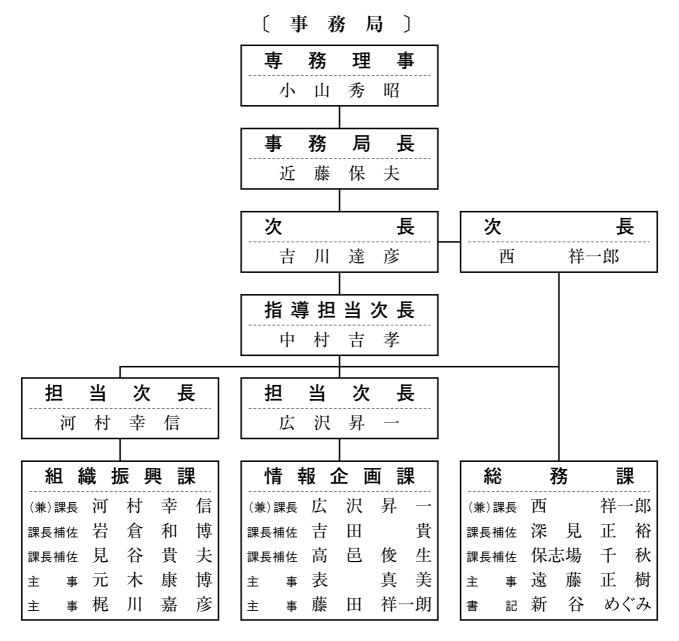
※「コンフィチュール」はフランス語でジャムのこと。野菜やミルクなどこれまでにない素材を使い、酒やスパイスを加えるなど、常識を覆すものがこの名を冠して登場している。昨年10月、東京・銀座に専門店をオープン、フランス・プロヴァンス地方に工房があり、現地の市場や農家から仕入れた野菜や果物に果汁の糖分で甘味をつけたジャムを製造し、日本に直送している。開発した商品は約100種類。ウリの仲間やピーマンなど従来のジャムからは想像できない原料もあるが、料理のソースや添え物としての提案も目立ち、おしゃれな食材になりつつある。

平成 16 年度 県内新設組合紹介

平成16年度、県内では17組合が新たに設立されました。ここでは、17組合の概要について紹介します。

| 組合名 | 業種 | 地区 | 組合員数 | 出資金 (千円) | 事務所所在地 | 代表者名 |
|--------------------------|-------|---------------------|------|-------------|--------------------------|--------|
| 石 川 県 電 報 サービス企業組合 | サービス業 | 金沢市 小松市 加賀市等 | 15 | 1,010 | 石川県金沢市 彦三町2丁目9番地1号 | 中森 武夫 |
| 金 沢 市 学 校 給 食青果納入協同組合 | 小売業 | 金沢市 | 41 | 4,100 | 石川県金沢市 西念4丁目6番1号 | 須田 幹雄 |
| 石川中央土木測量協 同 組 合 | 建設業 | 金沢市 野々市町 白峰村 | 4 | 1,000 | 石川県金沢市 額谷1丁目40番地 | 竹村 忠男 |
| 環事業協同組合 | 異業種 | 小松市 羽咋市 志賀町 | 4 | 800 | 石川県小松市浮柳町ト37番地 | 田村 義彦 |
| かなざわ竹林協同組合 | 異業種 | 金沢市輪島市 | 10 | 1,000 | 石川県金沢市月浦町ハ4番地 | 林 敬 |
| 金 沢 建 物 解 体 業 協 同 組 合 | 建設業 | 金沢市 | 10 | 1,000 | 石川県金沢市舘町ヌ6番地 | 今村 照男 |
| 能都町管工事協同組合 | 建設業 | 能都町 | 8 | 1,200 | 石川県鳳珠郡 能登町字宇出津夕字70番地8 | 三宅 一良 |
| 輪島衛生協同組合 | サービス業 | 輪島市 | 6 | 1,200 | 石川県輪島市 気勝平町52番地29 | 裏野 道夫 |
| N G P 北 信 越 リサイクル協同組合 | 卸売業 | 石川県 富山県 福井県等 | 9 | 3,000 | 石川県金沢市湊3-3-2 | 佃 正人 |
| か ほ く 市 建設業協同組合 | 建設業 | かほく市 | 24 | 7,200 | 石川県かほく市浜北ハ6番地 | 澤本 敏 |
| 白山ファッション 連 合 協 同 組 合 | 繊維工業 | 松任市 川北町 美川町 | 5 | 1,500 | 石川県能美郡川北町 与九郎島15番1号 | 橋本 慎太郎 |
| 国際 ビジネス事業協同組合 | 異業種 | 金沢市 | 5 | 4,000 | 石川県金沢市御影町1-3 | 新保 則人 |
| かほく一般廃棄物事 業協同組合 | サービス業 | かほく市 津幡町 内灘町 | 7 | 4,000 | 石川県かほく市松浜ホ25番地 | 蔵岡佐一郎 |
| あかしあ事業協同組合 | 異業種 | 金沢市 七尾市 小松市等 | 12 | 1,000 | 石川県金沢市 弥生2丁目7番23号 | 川祐一郎 |
| 白山市古紙協同組合 | 卸売業 | 白山市 | 5 | 1,000 | 石川県白山市村井町330番地 | 板尾 達雄 |
| 協 同 組 合システム・サンライズ | 異業種 | 金沢市 かほく市 松任市等 | 10 | 1,000 | 石川県金沢市畝田中1丁目12番地 | 林 茂 |
| 野々市町造園業協同組合 | 建設業 | 野々市町 | 11 | 1,100 | 石川県石川郡野々市町 末松2丁目81番地 | 栗山源一郎 |

平成 17 年度 中央会事務局組織図



- ・創業アライアンス事業に関すること
- ・デュアルシステムコーディネート配置事業
- ・組合コンプライアンス事業に関すること
- ・組合活動戦略化モデル事業に関すること
- ・地域求職活動援助事業に関すること
- ・多角的連携指導事業に関すること
- ・特定指導事業に関すること
- ・国際化推進事業に関すること
- ・65歳雇用継続雇用達成事業に関すること
- ・高度化推進・近代化促進事業に関すること
- ・労働支援事業に関すること
- ・中央会女性部に関すること

- ・地域ブランド創生事業に関すること
- ・人材養成事業に関すること
- ・ネットワーク運営に関すること
- ・組合指導情報整備事業に関すること
- ・組合情報化現地指導事業に関すること
- ・WEB構築支援事業に関すること
- ・金融支援事業に関すること
- ・環境適応対策事業に関すること
- ・組合活路開拓実現化事業に関すること
- ・活性化情報・会報等に関すること
- ・組合情報化推進研修事業に関すること
- ・青年中央会に関すること

- 予算・決算に関すること
- ・会員の加入促進に関すること
- ・中小企業振興事業に関すること
- ・厚生事業に関すること
- ・中小企業懇話会に関すること

第57回 中小企業団体全国大会 (北海道)のご案内

第57回中小企業団体全国大会が、来る9月15日(木)札幌市において開催されます。本会では、全国大会参加を盛り込んだ視察旅行を計画いたしましたので、ご案内いたします。

- ●期 間 平成17年9月14日(水)~16日(金)
- ●大会開催日 平成 17年9月 15日(木)午後 10時開会
- ●開催場所 北海道札幌市「札幌ドーム」
- ●行程及び参加費 2泊3日 お一人様87,000円

| 月日 | コ ー ス |
|-------------|--|
| | 小松空港(10:30頃)─────新千歳空港(12:00頃)───道産市場(昼食)───千歳IC──小樽IC─── |
| 9/14 | にしん御殿小樽貴賓館《大正時代に建てられた鰊の網元の別邸》 |
| (水) | 北一ヴェネツィア美術館《ヴェネツィアの貴族の暮らしを再現した美術館》 |
| | ─札幌自動車道──札幌市内泊(17:00頃) |
| 9/15 (木) | ホテル(9:00) 第57回中小企業団体全国大会「札幌ドーム」(10:00~13:00頃) 6 世紀 日老IC 10:00~13:00頃) 6 世紀 日老ポロトコタン《アイヌ文化伝承の里》 6 世紀 10:00~13:00頃) 6 世紀 10:00~13:00頃) |
| 9/16 (金) | ホテル(9:00)―登別東IC―苫小牧西IC―支笏湖観光遊覧船《国内有数の透明度を誇る支笏湖の湖上遊覧》 ――――道産市場(昼食弁当積込&ショッピング)―――新千歳空港(13:00頃)――・・小松空港 |

※コースについては、事情により変更する場合があります。

個別専門相談室開催のご案内

本会では、中小企業が正確な経営情報を獲得し、適切な経営判断を支援するため、組合、中小企業任意グループ及び公益法人等を対象とし、専門家を招聘し、事業運営等の相談に応ずることを目的とした個別専門相談室を設けておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、予約制のため相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。また、予約多数 の場合、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承下さい。

*連絡先 (TEL) 076-267-7711

《日程》

| 開催日 | 時間 | 内 容 | 専 門 相 談 員 |
|------------|-------------|---------|-------------|
| 7月 8日(金) | 10:00~12:00 | 税務・経営相談 | 税理士 坂 井 昭 衛 |
| [7月 0日(並) | 13:00~15:00 | 法 律 相 談 | 弁護士 久 保 雅 史 |

《場所》

金沢市鞍月2丁目20番地

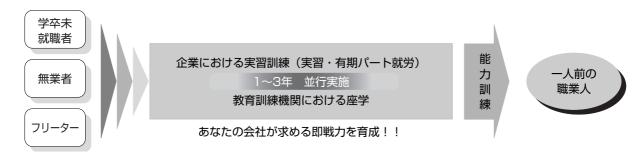
石川県地場産業振興センター新館 5 階 石川県中小企業団体中央会 会議室

あなたの会社が求める若い人材をあなたの目で発掘して 教育訓練機関とともに育ててみませんか

−日本版デュアルシステム 参加のお誘い−

●日本版デュアルシステムとは…

若年者を一人前の職業人に育てる新たな人材育成プログラムのことで、ひとことで言うと「働きながら学ぶ、学びながら働く」という制度です(平成16年度より厚生労働省が全国で開始)。 具体的には、企業での実習訓練と、専修学校や公共職業訓練施設等における座学とを組み合わせて行い、修了時に能力評価を行います。



企業にはこんなメリットがあります…

- ○就職意欲を持った若い人材を比較的容易に確保し、**あなたの会社が求める即戦力を育成** することができます
- ○実習あるいは有期パート等で**能力と適性を見極めて、正規雇用**につなげられます
- ○企業の繁閑にあわせた要員計画に沿って訓練生を受け入れることにより、訓練を実施しつつ**若いフレッシュな人材を貴重な労働力として活用**することができます
- ○教育訓練機関で体系的な知識や技能を並行して習得させることにより、企業の**訓練コストを下げる**ことができます
- ○訓練生を戦力化するのと同時に、指導する立場の従業員を育成することができます
- ※企業が訓練生を「雇用」という形で受入れて訓練を実施する場合には、立上げ時の費用助成や賃金・訓練費用助成等の支援策(キャリア形成促進助成金の拡充)が用意されています。
- ※キャリア形成促進助成金の支給要件等の詳細については検討中です。

●企業の皆様へのお誘い…

民間の専修学校等や公共職業訓練施設が訓練生として入学させた若年者を受入れてみませんか。職業能力開発についての経験やノウハウが十分にある教育訓練機関が企業の皆様と協力して訓練計画を策定し、1~3年にわたって座学と実習を並行して実施します。

問い合わせ先:石川県中小企業団体中央会

65 歳雇用導入プロジェクト事業だより

昨年から実施しております「65歳継続雇用達成事業」については、今年度も引き続き行いますが、 事業名が「65歳雇用導入プロジェクト」事業に変更になりました。事業は、昨年と同様内容的には 変わりませんが「高年齢者雇用等安定法」の改正を受け、各企業に改正法の導入に向け普及推進に 努める考えです。

又、高年齢者雇用で実績を上げている先進的な企業を、昨年、福井県にある有限会社谷口屋を視察いたしました。その視察内容をご紹介します。

【訪問先】 有限会社 谷口屋

【所 在 地】 福井県坂井郡丸岡町上竹田 37-26-1

【代表者名】 代表取締役 谷口 誠

【業 種】 油揚げ、豆腐の製造販売、同レストランの経営

【社員数】 21人

【企業理念】 谷口屋の油揚げで家族の団らん

油揚げの世界発信

会社概要

丸岡町上竹田は石川県山中温泉から丸岡町に抜ける国道364号線沿いの、石川県境に近い ひっそりとした山間の集落である。

谷口屋はこの地で創業80年の歴史を誇る高級豆腐の老舗である。現社長が幼い頃にはこの集落に350世帯が生活しており、集落内に2件の豆腐屋があった。しかしながら昨今では150世帯にまで減少、豆腐屋も同店だけが残っている。このような地域衰退の環境の中で、当初現社長の谷口誠氏は家業の豆腐屋を継がずに地元郵便局に就職、簡易保険の営業などを行っていた。

地域のお客様の、谷口屋の豆腐や油揚げは美味しい、店を続けて欲しいとの言葉をきっかけに、家業を継ぐ決意をした谷口社長は、平成7年にこれまでの店売りに加え、製造、販売、そして揚げたての油揚げ料理を味わうことが出来る現在の店を開店させた。これは、店売りをしていたときに、お客様が待ちきれずに店頭で直接食べ出したのがきっかけである。

谷口屋の豆腐と油揚げのおいしさの秘密は、白山禅定水と名付けた水にある。厳選された 大豆に地下水のまろやかなうまみがたっぷりと染み込み、独特の風味を醸し、特にその豆腐 を長い時間手間をかけながら揚げた「竹田のあげ」は絶品で、全国から注文が相次いでいる。

今後は油揚げを世界に向けて発信し、家庭の団らんに貢献したいと考えている。

雇用の継続について

・導入の経緯

正社員の他に派遣・パート社員などを含めると30名近くのスタッフを抱えている。うち55歳以上のシニアは4分の1程度である。職種は豆腐・油揚げの製造、洗い場、店舗販売、調理などである。なお、男女の構成は半々である。

有限会社として法人化した平成10年当時に就業規則にて定年を60歳と定めた。しかし熟練を要する製造の現場や、洗い場などの軽作業では、60歳で職場を去るのはまだまだ早いと感じていた。特に製造現場の従業員には今後も働いてもらい技術の伝承を図ってもらいたいとの希望もあった。そのような話を社労士に相談したところ、継続雇用制度導入の提案があった。

・継続雇用の形態

従業員が60歳に達した時点でいったん退職してもらい、以後1年ごとに雇用契約を結び、これは特別のことがない限り65歳まで継続される。また希望者全員を対象としている。定年の1ヶ月ほど前に対象者と随時相談して、本人の希望を聴取した上で新たな雇用契約を締結する。

・待遇面での変化

定年時に給料は下がるが、シニアの持つ経験や技術にふさわしい技能手当を思い切って 付与して、調整を図っている。

・シニアを継続して雇用する際に考慮したこと

若者と比べ体力が低下しているシニアが働きやすい職場とするために、作業環境の改善には特に気を配っている。材料の上げ下げを機械化したり、にがりを打つ機械の高さを調節してキャスター付きにしたり、また、夏場の作業負担を軽減するためのファン付作業服の研究などさまざまな工夫をしている。中でも、柄杓で熱い油を汲み上げる危険で負担のかかる作業は、機械メーカーに油を冷却する機械を特注して製作し、手待ち時間の短縮や作業効率の向上、危険の除去などに大きく貢献した。これらはいずれも社内提案制度の成果である。

・その他

1年ごとの契約更改は、その都度「もう一年がんばるぞ」という自覚をシニア従業員に促しており、社内の活性化に一役買っている。前述の提案制度や、全従業員に対する誕生日のケーキプレゼントなど、従業員満足の向上に努めている。

社長、経営企画室長が日本経営品質賞の認定セルフアセッサーで、全社的に経営品質向 上に取り組んでいる。

当社の豆腐・油揚げ製造については秘伝の技術であるので、全社員と守秘義務契約を結んでいる。

65歳までの継続雇用制度を行っているが、65歳という年齢はまだまだ若いと実感しているので、定年を65歳まで延長することも考えている。

県内の情報連絡員報告

■5月

| | 分類業種 | 具体的な業種 | 組合及び組合員の業況等 |
|---|---------|------------------------|--|
| | 食料品 | パン・菓子製造業 | 組合運営の主な事業である学校給食パンの製造について毎年3%減、組合員の企業運営が厳しく受託を返上する企業が出ている。この問題は各教育委員会、学校、市町村、委託業者が先行きを真摯に考える時と思われる。 5月の連休での百工展(金沢城公園での博覧会)も昨年に比べ、観 |
| | | 味 材 料 製 造 業 | 光客数が減少のため、やや売上が伸びなかった。 5月度の醤油出荷量は前月比でかなり増加したものの、前年同月比では微減となった。 |
| | 繊維・同製品 | 織物業 | 原油価格の高騰から原材料費の上昇及び輸送コスト等の上昇となっている。 網分野では平成17年1月1日より原材料の生糸の規制が残されたまま絹織物の輸入が自由化され海外激安製品の圧迫が更に強まり多品種、極小ロットの発注に終始し、これまで幾多の困難にも増して厳しい状況で推移している。合繊分野ではデザイン性のあるインテリア、極細分繊織物など差別化織物で好調なものも点在し、特にインテリアカーテン分野では検査基準が厳しく、品質面でも海外製品と競合しないため比較的安定した注文が見られるが、強い低コスト要請や開発費の圧迫により採算性は厳しい。以上から必要な設備投資までの利益確保は難しく、新商品開発に伴う設備改良が精一杯で、新設備投資計画は極僅かなものになっている。 |
| 造 | | その他の織物業 | 連休明けに一部持ち直しの傾向が見られたが、中旬以降悪化。 5月度は依然として、受注・生産・販売ともに重い足取りで増加は 見られず、低迷状況が継続している。日本経済全体の好転が、一般 消費を押し上げ、我々を取り巻く環境への波及改善を期待しなが ら、現状を乗り越えていかざるを得ないだろう。 |
| 業 | 木材・木製品 | 製材業、木製品製造業 | 杉材においては安値で推移しており、档材においては単価下落で先行きが不安である。档材使用の仕事も減っている。 5月度は、前年比やや減と目立った事にはなっていないが、日々富山県勢の低価格攻勢が激しく、例年6月、7月の最盛期の売上に対する影響を非常に危惧している。 |
| | | 砕 石 製 造 業 陶磁器・同関連製品 | 5月の組合取扱い出荷量は、対前年同月比生コン向け9.8%増、アスファルト合材向け58.3%増、全体量でも13.7%増となったものの、H16年5月が大幅な落ち込みであったためで、厳しい状況は変わらない。このような中4月に続き、5月より新たに一社が生産部門の共業化をスタートさせた。 事業組合の一つである九谷焼販売協同組合の新カタログの発行や、 |
| | 窯業・土石製品 | 製造業 | 6月初旬に名古屋で新作展示会等の動きがあり今年度の景況を占う機となる。 県内の生コンクリートの出荷状況は、17年5月末現在、前年同月比 101.4%で横ばいの状況である。5月の地区状況は、金沢地区のみがプラスとなったが、その他の地区はマイナスとなった。官公需及び民需で見ると、官公需は、公共事業の減が大きく影響しており前年同月比94%と落ち込んでいる。一方、民需は、金沢・加賀地区で大きく伸びて県全体で110%となった。県全体を数字的に見れば、前年度同等であるが低量の前年度を考えると先行きが大変不安な状況にあり、金沢、加賀地域に比べ能登地域の減が大きい。 |

| | | 具体的な業種 | 組合及び組合員の業況等 |
|----|---------|----------------------------|--|
| | 220001 | 一般機械器具製造業 | 石川中央鉄工センターの期末数字を集計すると過去最高の売上を上げ、利益計上も最高の数字を出すことが出来た。昨年度よりも売上が11.5%も増加し、経常利益も前年同月比15.5%増化した。 |
| | | 非鉄金属·同合金圧延業 | 前月と同様、特に変化は認められない。 |
| | 鉄鋼・金属 | 鉄素形材製造業 | 業況には、目立った動きはなく、生産量も横這い状況である。値上 げ交渉も、交渉は継続しているものの、一息ついた感じである。そ の他に、第18回石川県中小企業技術交流展に組合として出展し、多 くの方がブースを訪れられ、鋳物をアピールできた。また、受注に 繋がる話も何件かあった。 |
| | | | 当工業団地における組合員企業の現状は総じて良好であると思われるが、当期においては決して楽観は出来ない。ある経営者の弁によると、昨年度来の原材料(鋼材等)及び石油等の値上げに販売価格の上昇が見合わず増収減益となる見込みとの事。 |
| | | 機械器具の生産 | 仕入れ材料の高騰が何日まで続くのか不安である。 |
| 製 | | 機械、機械器具の製 造 又 は 加 工 修 理 | 繊維機械関連機器の輸出が多い当地として、昨今の対中問題につき 商売で影響を受けるのではないか?との懸念をK社社長から漏れ聞 いた。今後が心配である。ようやく建設機械・自動車関連での工作 機械の好調さに加え、繊維機械も好調に輸出が始まったところであ る矢先でもあり、今後の日中関係を注視すべきではないだろうか。 |
| 造業 | | 繊維機械製造業 | 繊維機械メーカーの生産は1年以上続いた低迷状態を脱して、ようやく回復傾向が見えてきた。しかし主要市場である中国の動向(投資抑制・元の切上げ・反日機運の行方等)や、原材料の高騰、支給材料の遅れ、工賃の引き下げ要求など懸念材料も多い。 |
| | 一般機器 | 機械工作鈑金加工 | 自動車業界の好調により活況。鋼板の値上分の価格転嫁が困難である。 |
| | | 機械器具及び其の他 金属製品の製造 | 小松製作所関連の受注状況は活発で、見通しは明るいが、公共事業 関連は依然低調である。一方、セキュリティ関連機器の分野では個 人情報保護法や不当競争防止法等に対応して金融機関のセキュリ ティ分野で、伸びが予想できるが、まだ特段の動きはなく、状況を 静観しているようである。 |
| | | 機械金属,機械器具 の 製 造 | 5月初の連休期間中の操業も一部に行われており、相変わらずの高水準を維持している。この状態はしばらく続きそうだ。懸念材料であった繊維機械関連も上向き傾向にあり、このまま安定的に推移していくことが期待できそう。 |
| | その他の製造業 | 漆 器 製 造 業 | 近代漆器業界では機能、デザイン、ブランド等での差別化を図った 提案型商品開発等への金型投資が昨年に比して積極的な企業も見られるが、ごく一部の動きにとどまっており、産地全体の減少傾向 は変わらない。また伝統的な木製漆器業界では産地見本市での新商品提案を行うなどの努力を重ねているが実を結ぶまでには至らず、組合カタログの売上額も昨年対比大幅に減少している。 |
| 非 | | 繊維品卸売業 | 不需要期に向い、売上は減少気味である。季節要因か、業界がそのようになってしまったのか判断材料はない。一過性のものであることを期待したい。 |
| 製 | | 農畜産物·水産物卸売業 | 売上高は減少を続けているが、5月分は特に減少が著しい。 |
| 造業 | 卸売業 | 一般機械器具卸売業 | 稼働日数も少なく、受託需要も年度始めで今ひとつ出ていません。 箱物といわれるビル、工場関係も価格の落ち込みが激しく思ったより売上に貢献していません。4、5月と前年割れの数字の組合員が ほとんどで、先が思いやられます。金沢市内を見渡しても官公庁の 建設中の建物は一つも見当たりませんでしょう。かろうじて食い 繋いでいると言うのが現状です。 |

| | 分類業種 | 具体的な業種 | 組合及び組合員の業況等 |
|-----|----------|-----------------|--|
| | 小売業 | 燃料小壳業 | 原油価格が上昇したことから仕切り価格は4月に引き続き上昇し、 小売価格は10年ぶりの高値となった。 |
| | | 機械器具小売業 | 平成17年4月度地域店最終伸びは114%であった。5月に入ってから前半は連休等で地域店からの売れ行きは今一歩であったが、中旬以降、個展や合展の開催により、デジタルAV関連機器(大型液晶・PDPテレビ・DVD等)が好調に売れ、前年伸び105%程度は確保出来た模様。ただ、ルームエアコンの売れ行きは前年を下回っており、これが回復しないと6月以降の商戦が厳しくなる。 |
| | | 男子服小売業婦人・子供服小売業 | 「母の日セール」催事は低調であった。昨年より衣料品ギフトから 贈答品が生花、飲食、健康に関する付属品へと変化した。景況が少 しは良かったとは言え、消費にはまだ結びつかない(前年同月比 96.5%)。 |
| | | 鮮 魚 小 売 業 | 全般的に販売不振。要するに売れないの一言。漠然としているが、 売れない原因がなかなか見えてこないから始末が悪く、対策に苦慮 する。 |
| 非 | | 百貨店・総合スーパー | 5月の売上高は予算比 91.7%、前年比 98.3%で若干前年を下回った。 5月のポイントであるゴールデンウィーク・母の日・それに当SCの 特別ご招待会のすべてにおいて前年を下回ったのが原因にある。部 門別では、ファッション 114.4%、服飾貴金属が 91.4%、生活雑貨が 98.5%、食品が 96.8%、飲食が 89.7%、サービスが 81.6%であった。 サービスが特に悪いのは、一店舗退店が原因である。また客数が前 年比 95.1%であり売上前年割れの要因であった。今後は集客性の高 いイベントを行うことが売上アップの近道であるのかもしれない。 |
| 製造業 | | 米 榖 類 小 売 業 | 経済動向は回復過程に入り、次第に接続的に成長軌道に移行していく可能性が高いと見込まれている。一方米販売は、消費者の安値志向が強く、複数原料米の販売が多いようです。米購入先のアンケートによるとスーパーマーケットは70%以上で、その原因は消費者好みの製品や値ごろ感であるようです。販売量は落ち込む一方で、どうにか業務用米販売でカバーしている実情です。 |
| | | 他に分類されないその他の小売業 | 名古屋で開催している愛地球博の影響により観光客の減少はたい へん大きく、業界は厳しい。兼六園周辺は台湾からの観光客のみが 増加している。 |
| | | 近江町市場 | 観光客の減少、来街者の減少、物品販売の減少が見られる。しか し、飲食関係は増の傾向が見られる。 |
| - | 商店街 | 尾張町 | 不思議な現象というのか。年度末や年度初めは、比較的静かだったのに、5月に入ると賑やかとなり、仕事にも忙しさが出てきている。様子見の状態が続いていたのか、連休で加速されたのか、確かに人出は目立つようになり、商店の賑わいも少しずつ加速されている。このまま勢いがついて、景気が上向きになれば嬉しい限りだが、予断は厳しい。確実さ、継続さ、安心さなどいろいろなことが要求されるようになり、それが得られることは当たり前というか基本になりつつある。単に物を売るだけでなく、目に見えない付加価値が問われるようになることは、D社のような安売りだけの商売と一線を画す小売り専門店にとっては幸いなことなのかもしれない。 |
| | サービス業 | 旅館、ホテル | 5月の連休明け以降の平日の宿泊客は全体的に減少ぎみである。昨年同様となっている。市内で大規模なイベントを開催する等、観光関係と連携する必要がある。 他業種、特定の業種の景況が良くても、なかなか宿泊事業の方にまで影響が、効果がめぐって来ない様な気がする。消費者に解りやすい考え方をしないと、なかなか顧客増には結び付かない。じわじわ万博の影響が出てきている。 |

| | 分類業種 | 具体的な業種 | 組合及び組合員の業況等 |
|----------|-------|--------------------|---|
| | サービス業 | 旅館、ホテル | 個人客は増加傾向にあるものの、宿泊客、日帰り客及び売上、消費額ともに大きな減少となり、極めて厳しい状況にある。要因としては、旅行人口の減少、愛知万博の影響力、観光地の魅力化(温泉地全体及び個々の旅館の商品力)、情報発信のための力不足(経済力)などが考えられるが、これら社会の諸情勢に影響されない基盤づくりが肝要である。しかし、根幹は旅館施設の過剰投資による供給過剰である事が紛れもない事実である。収益状況は、営業努力によっての格差が増す。資金繰りは、良好の所以外は、厳しさが増し先行きに不安がある。 |
| | | 自動車整備業 | 継続検査(登録者・軽自動車)実績車両数は、前年同月比4.3%増、前月比では0.6%の減、新規検査(登録車・軽自動車)車両は、前年同月比4.4%増、前月比は3.6%減の減で推移している。平成17年度に入り、全体的に増加傾向であるので、これからの動向を注視していきたい。 |
| 非 | 建設業 | 一般土木建築工事業 | 建設工事の受注高は前年同月比の30.1%の増となった。内訳としては、民間土木は20.1%の減、民間建築は64.9%の増となり、民間としては47.9%の増となった。公共土木は36.7%の増、公共建築は90.4%の大幅な減となり、公共としては0.4%の減となった。公共建築はここ2ヶ月は大幅な減となり、落ち込みが著しい。 |
| 製 | | 鉄骨・鉄筋工事業 | 鉄筋業界も全国的に稼働率向上で良好である。受注単価も少しで はあるが改善されつつある。 |
| 造 | | 板金・金物工事業 | 1. 材料不足(鋼板)に伴う材料費の値上げが問題となっている。2. 受注は多少良くなっているが、収益面では悪化している。3. 特に 材料費の値上げと施行価格の据置は経営を悪化させている。 |
| 業 | 運輸業 | 一般貨物自動車運送業 | 軽油価格が前月比3円以上の値上げ(前年同月比14.5円以上のアップ)。収益面への影響については製造業、建設業、運輸業、サービス業の中小企業の半数が収益が圧迫している。中でもトラック運輸業界の95%が収益圧迫状態と影響は運送業界のみならず社会全体の問題である。運賃転嫁を図り、4月28日に石川県トラック協会は「経営危機突破緊急キャンペーン」強化月間に先駆けて全国で一番早く「経営危機突破総決起大会」を開催し、マスコミを通じてアピールした。 |
| | | | 等は前年通りであった。高騰を続ける燃料(軽油)は5月には更にリッターあたり2~3円値上がりしたため収益状況は一段と悪くなってきている。 |
| | | 一般乗用旅客自動車 運 送 業 | 1. 増車傾向変わらず。景気は不変で推移。2. 市中銀行の業界に関するローンの貸付が平均的に厳しくなった。3. 安全運転に関する苦情が多くなった(全国的にも事故件数が5年前に比べ50%増加となっている。割り込みや急発進などプロドライバーとしてのモラルを問われる苦情が多くなった。)。4. 単独企業派と企業間グループ派と協同組合派に色分けされてきた。 |

行政庁・中央会に対する要望事項

| 集計上の分類業種 | 具体的な業種 | 行政庁・中央会に対する要望事項、または関心のある事項、意見等 |
|----------|------------------|---|
| 窯業·土石製品 | 粘土かわら製造業 | 地元産瓦は、北陸の気候、風土に適した抜群の耐寒性と両面施釉 (表裏に色付け)により塩害劣化防止など様々な特徴を有した瓦を 公共建築物件への地元産瓦の採用を要望します。 |
| 運輸業 | 一般貨物自動車運送業 | 原油の値上がりに対し政府備蓄の一部取り崩しや、軽油引取税の上乗せ暫定税率7円80銭の撤廃を要望する。 |
| 小売業 | 他に分類されない その他の小売業 | 石川県での大型のイベント又は兼六園の世界遺産登録等を希望し たい。 |
| サービス業 | 旅館、ホテル | 山中温泉観光地ビジョン策定事業に着手。山中温泉ブランドを目 指し作業を進めている。その具現化のための温泉地全体、旅館に対 する助成制度の新設。 |